

令和7年11月

令和8年度当初予算
編成に対する申入書

兵庫県議会公明党議員団

令和7年11月7日

兵庫県知事 齋藤元彦様

兵庫県議会公明党議員団

幹事長 越田浩矢

政務調査会長 小泉弘喜

令和8年度当初予算編成に対する申入書

不安定な世界情勢や長引く物価高騰の影響により、我が国の経済と生活が大きな痛手を受けています。原油価格や食料品などの物価高騰は、家計や中小企業だけでなく、農業や漁業など幅広い産業に引き続き深刻な影響を与えており、予断を許さない状況が続いています。

また、予想を上回るスピードで進む少子高齢化や人口減少を見据え、公共サービスを将来にわたって持続可能なものとするため、働き方改革の実現、更なるDX化の推進や脱炭素の取組拡大により、持続的な地域社会・経済の構築を目指さなければなりません。

さらには、南海トラフ地震への備えや、激甚化・頻発化する自然災害への対応も強化するためにも、デジタル技術を活用するなど、防災・減災対策の高度化が求められています。

今後も、阪神・淡路大震災をはじめ過去の災害での課題や経験を踏まえた教訓の継承や防災対策の推進を引き続き強化する必要があります。

SDGsの「誰一人取り残さない」という基本理念のもと、県民の安全安心な生活を守るために、複雑多岐にわたる課題に対して効果的な事業の再構築に取り組んでいただきたいと思います。令和8年度当初予算編成にあたっては、我々議員団の意図するところを十分に斟酌いただき、各種事業に着実に反映されますよう強く求めるものであります。

兵庫県議会公明党議員団

團 健 康 常 任 委 員 会 委 員	長 岸 本 かずなお	加 古 川 市 選 出
副 警 察 常 任 委 員 会 委 員	長 谷 井 いさお	尼 崎 市 選 出
幹 総 務 常 任 委 員 会 委 員	事 長 越 田 浩 矢	神 戸 市 長 田 区 選 出
副 農 政 環 境 常 任 委 員 會 委 員	幹 事 長 島 山 清 史	神 戸 市 須 磨 区 選 出
政 務 調 査 会 建 設 常 任 委 員 會 委 員	長 小 泉 弘 喜	尼 崎 市 選 出
政 務 調 査 副 会 農 政 環 境 常 任 委 員 會 副 委 員 長	長 里 見 孝 枝	伊 丹 市 選 出
産 業 労 働 常 任 委 員 會 委 員	伊 藤 勝 正	明 石 市 選 出
文 教 常 任 委 員 會 委 員	天 野 文 夫	姫 路 市 選 出
警 察 常 任 委 員 會 委 員 長	竹 尾 ともえ	西 宮 市 選 出
文 教 常 任 委 員 會 委 員	麻 田 寿 美	川 西 市 及 び 川 辺 郡 選 出
建 設 常 任 委 員 會 副 委 員 長	菅 雄 史	神 戸 市 兵 庫 区 選 出
總 務 常 任 委 員 會 委 員	松 尾 智 美	姫 路 市 選 出
健 康 福 祉 常 任 委 員 會 委 員	大 塚 公 彦	神 戸 市 北 区 選 出

● 最重点要望事項

1 高等教育への支援

県立大学の授業料等無償化は、他大学に通う県内在住大学生にとって非常に不公平感のある支援策であることから、県内大学に就学する県内高校の出身者に対して、入学祝い金等の制度創設など、支援策を講じること。

2 物価高騰等への支援

世界的な原材料の高騰や米国の通商政策、長引く円安による影響等が非常に大きい企業等に対する適切な支援を実施すること。また、今後の経済状況によっては、プレミアム付デジタル券「はばタンPay+」事業等により地域経済の活性化を図ること。

3 感震ブレーカー設置補助制度の創設

大規模災害の発生時に伴う火災の原因は、電気に起因しており、地震による揺れを感じた際に自動的に通電を遮断することができる感震ブレーカーを県内に広く普及させるため、感震ブレーカー設置補助制度の創設を推進すること。

4 防犯カメラ設置の推進

県内の防犯カメラ設置状況に関する課題整理を行い、市町の実情に応じた防犯カメラ設置への支援や、企業連携によるカメラ付き自動販売機の普及など、まちづくり防犯活動の支援を行うこと。

5 特殊詐欺の防犯対策への取組

特殊詐欺の防犯対策として有効な自動通話録音機等の普及促進を強化すること。また、金融機関やコンビニ等と連携したATMでの水際対策の更なる強化。また防犯アプリ等を活用して犯罪手口を周知するなど、総合力を發揮した対策に取り組むこと。

重点要望事項 目次

I 総務部	6
1 持続可能な県政の推進	6
2 私学教育の充実	7
3 兵庫県公立大学法人への運営支援	8
4 高等教育への支援	8
5 総務部その他要望事項	8
II 企画部	9
1 持続可能な県政の推進	9
2 企画部その他要望事項	10
III 県民生活部	11
1 安全・安心の地域づくり	11
2 芸術文化・スポーツの振興	13
3 県民生活部その他要望事項	14
IV 危機管理部	14
1 防災・減災対策の強化	14
2 危機管理部その他要望事項	16
V 福祉部	16
1 介護・福祉の充実	16
2 子育て支援の強化	18
3 障がい児（者）への支援強化	20
4 自殺防止対策	24
5 その他	24
6 福祉部その他要望事項	25
VI 保健医療部	26
1 地域医療の充実	26
2 介護・福祉の充実	29
3 子育て支援の強化	31
4 動物愛護の機能強化	31
5 保健医療部その他要望事項	31
VII 産業労働部	32
1 多様な人材が活躍できる社会づくり	32
2 働き方改革の推進	32
3 女性が輝く社会づくり	33
4 若者の活躍を促す環境づくり	33
5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進	34
6 観光立県の推進	35
7 中小企業の振興	36
8 未来を拓く基盤づくり	37
9 産業労働部その他要望事項	39
VIII 農林水産部	40
1 農林水産業の振興	40
2 農林水産部その他要望事項	44
IX 環境部	45
1 持続可能な環境の構築	45
2 環境部その他要望事項	48
X 土木部	48

1	命を守るインフラ整備の推進	48
2	公共交通・バリアフリーの充実	50
3	道路交通網の整備	51
4	関西3空港・神戸港の発展	52
5	県内建設業者・運輸事業者の振興	53
6	通学路の安全対策の推進	55
7	土木部その他要望事項	55
XI	まちづくり部	58
1	命を守るインフラ整備の推進	58
2	まちのバリアフリーの充実	59
3	まちづくり部その他要望事項	60
XII	出納局	61
XIII	企業庁	61
1	企業庁要望事項	61
XIV	病院局	62
1	持続可能な病院事業の運営	62
2	新型コロナウイルス感染症など感染症対策	62
3	粒子線医療のあり方	62
4	病院局その他要望事項	62
XV	教育委員会	63
1	教育の充実	63
2	通学路の安全対策の推進（再掲）	69
3	教育委員会その他要望事項	69
XVI	警察本部	70
1	安全・安心の地域づくり	70
2	警察本部その他要望事項	73

重 点 要 望 事 項

I 総務部

1 持続可能な県政の推進

(1) 連携中枢都市圏・地域活性化に取り組む地域への支援

持続可能な経済成長と圏域全体の住民の暮らしを支えることが期待される連携中枢都市圏や中心市を核とした活性化を進める地域について、県として積極的に連携し実施すること。

(2) 庁舎等の整備

① 県庁舎等再整備

県庁舎再整備について、インフレによる建設費の大幅な高騰が見込まれることからスピード感を持って検討し、南海トラフ大地震等の大規模災害時にも機能し、県民サービスの向上や、職員の業務効率向上につながる整備推進を行うこと。また、議場棟についても、可能な限り早期完成を目指して整備推進を行うこと。

さらには、元町地域のにぎわいづくりの計画を神戸市と密に連携しながら策定し、三宮再整備との相乗効果を発揮できるよう取り組むこと。

② 新長田合同庁舎と新長田キャンパスプラザを核とした地域活性化

新長田合同庁舎と、新長田キャンパスプラザを核に、周辺地域や商店街等の活性化に向けた効果がより発揮されるよう、地元や神戸市と連携した活性化施策を実施し、その効果検証をしながら活性化施策の実効性の向上に取り組むこと。

(3) 職員の育成と働きやすい職場づくり

① 県職員の働きやすい環境整備

県職員が十分に能力を発揮できる働きやすい職場を確保するため、知事が目指す風通しの良い職場づくりに努める中で定量的に効果を検証し、より良い環境整備に努めること。

② 県職員の確保と育成

少子化や公務員離れ等から、持続可能な行政サービスを維持していくため、

質の高い人材確保、育成戦略を構築すること。

中途・通年採用、副業・兼業人材の活用や専門スキルを持つ民間人材の交流等、多様な採用、任用形態を拡充するとともに、職員の育成プログラムの体系化や、キャリア形成や専門性開発を支援し、やりがいや組織での成長を享受できる環境づくりに努めること。

③ 公益通報の対応体制

公益通報者保護法に基づく対応体制の整備・強化と、法律に基づく確実な運用がなされるよう取り組み、安心して働く法令遵守の体制の確立に努めること。

④ ハラスメント防止対策の強化

働きやすい職場を目指し、透明性を重視したハラスメント防止対策を強化すること。

2 私学教育の充実

(1) 私学教育への支援

① 私立学校の環境整備支援

国による高校教育の無償化により私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度予算の財源等を活用し、兵庫県の公教育の一翼を担う私学教育の振興に向け、経常費補助の拡充を図ること。

② 入試制度の見直し

県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(2) 私立幼稚園への支援

① 経常費補助などの拡充

子ども一人当たりの単価に総園児数を乗じて予算措置されているが、丁寧な教育活動が強く求められていることから算定の見直しを行うこと。また、経常費補助や処遇改善補助は物価高騰などに見合うよう継続的な引き上げを行うこと。

② 特別支援教育補助の引き上げ

個々の園児に合わせた教育が必要なことから、対象園児の判定を柔軟にするとともに補助単価の引き上げと規模要件の撤廃を国に要望すること。

③ 看護師配置補助制度の拡充

医療的ケア児を受け入れる場合の看護師配置補助制度について、園児のケガの

処置や体調不良等に対応する看護師も補助対象になるよう国に要望すること。

④ 公開保育補助制度の創設

幼稚園や認定こども園での公開保育は教育の質向上を図るとともに、行政機関などの第三者による評価導入により教育の質が担保されることから、実施に伴う経費補助として公開保育補助制度を創設すること。

(3) 私立専修学校への支援

社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として重要な役割を果たしている私立専修学校等に対し、県として積極的にその振興に取り組むとともに、経常費補助の増額による財政的な支援を更に拡充すること。

3 兵庫県公立大学法人への運営支援

少子化による大学間競争が激化するなか、デジタル・A I化など時代の変化に即応した教育・研究を充実・強化し、学生生活をより快適に過ごせるキャンパス環境を整備するため、施設の老朽化対策やグラウンドの人工芝化などに積極的な財政的支援を行うこと。

4 高等教育への支援

最重点要望事項

県立大学の授業料等無償化は、他大学に通う県内在住大学生にとっては非常に不公平感のある支援策であることから、県内大学に就学する県内高校の出身者に対して、入学祝い金等の制度創設など、支援策を講じること。

5 総務部その他要望事項

- (1) 「幼児教育・保育の無償化」について、各種学校の朝鮮学校やインターナショナルスクール、中華同文学校、ブラジル人学校などの外国人学校幼稚園が対象外となっているため、国に対象とするよう要望すること。
- (2) 県が発行する全ての刊行物等において、視覚障がい者が文字情報を音声で情報を得られるように音声コードを添付すること。併せて、市町に対しても刊行物等の音声コードの活用を働きかけること。また、音声コードの有無がわかるよう、確実に切り欠きを入れ、文字内容も充実させること。

II 企画部

1 持続可能な県政の推進

(1) S D G s を県政の基軸に据えた取組の推進

これまでの S D G s の取組を進化させ、「公民連携により未来へつなぐ持続可能な兵庫」の実現に向け、経済・社会・環境の3つの側面のバランスをとりながら、県民の意識レベルの向上を図り、継続的に進化させながら取り組むこと。

また、企業における S D G s と脱炭素の取組が海外企業との取引上必須要件となりつつあることから、産業労働部や環境部との役割分担を見直し、実効性ある県内企業に対する啓発、支援を行うこと。

(2) 県行政のデジタル化の推進

① DX化の推進

県行政全般におけるDX化を強力に推進し、県民への行政サービスの向上と、業務効率化を図ること。

また、そのために必要なデジタル専門人材の確保・育成を、民間企業等と連携して計画的に推進すること。

② AIの活用による業務革新の推進

AIの飛躍的な進化を業務効率化に取り入れ、DX化推進による県庁業務の革新を推進するとともに、働き方改革を進めること。

③ 行政データのオープンデータ化の推進

県や市町が保有する行政データをオープンデータとして活用可能にし、効果的な政策立案やサービス提供を実現するとともに、匿名化した行政データを一般に公開することで企業や個人が自由に利用し、イノベーションを促進できるよう取り組むこと。

④ 市町のDX化支援

県下の市町のDX推進を支援するため、業務やシステムの集約化、専門人材の育成や派遣等により支援すること。

また、但馬地域等で高速ネットワークが利用できない地域が存在していることから、兵庫情報ハイウェイの延長・拡充を図り、県内の行政、教育現場におけるネットワーク環境の整備を行うこと。

(3) デジタルデバイド（情報格差）是正に向けた取組の推進

「スマートひょうごサポーター」の育成・活用を強化し、市町・企業と連携して、老人会など地域団体と連携した講座実施等を推進し、社会のデジタル化が進む中、誰も取り残されることがないよう、デジタルデバイドのはじめに向けた取組を強化すること。

(4) 地域創生の推進

① 東京圏からの転入増に向けた国への働きかけ

地方に定住意欲を持つ若者を育成するためにも、国関係機関の地方移転（特に防災庁を新設し兵庫県に設置）や法人税の地方軽減、本社機能の移転、地方国立大学の定員増、地方企業へ就職した場合の奨学金免除等分散型社会構築に向けて兵庫県独自の取組をさらに推し進めるとともに、国にも強く働きかけること。

② U J I ターンの促進

移住検討者のニーズを把握した上で、適切な対応により本県へのU J I ターンを促進すること。また、これまでのU J I ターン促進に係る施策の検証を行うとともに、効果的な施策を市町と連携しながら強化して取組むこと。

③ 日本農業遺産を活用した地域創生の推進

日本農業遺産に認定された「岩津ネギ」、「山田錦」、「丹波黒」、「但馬牛」、世界遺産登録を目指す「鳴門の渦潮」など、県下各地の地域資源を活かした地域創生の取組に対し、県としても市町や活動団体と連携し、財政面での支援等を積極的に行うとともに、これらの地域資源の広報を積極的に行うこと。

2 企画部その他要望事項

- (1) 県への申請業務について可能な限りオンラインによる申請とするとともに、全ての申請において代理申請を認めること。
- (2) 過疎地域では情報通信基盤となる光ファイバー網やケーブルテレビ設備の整備、更新が必要不可欠であるが、未整備もしくは更新が不十分な地域が存在しているため、解消に向けた支援を推進すること。

III 県民生活部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 県民が安心して暮らせる地域社会

① 特殊詐欺の防犯対策への取組

最重要要望事項

特殊詐欺の防犯対策として非常に有効な自動通話録音機等の普及促進を強化すること。また、申請方法の簡素化を図り、警察と連携して普及に向けた啓発の工夫を行い、来年度以降も継続的に取り組むこと。

② デジタルデバイド是正に向けた取組の推進

スマホやパソコンの利用において発生している、サポート詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺等について、動画広告等を活用し、犯罪事例をわかりやすく県民に周知を図るとともに、高齢者向けのスマホ教室の開催や、リテラシー向上に向けた取組を、警察や企画部等関係部署と連携して取り組むこと。

(2) 地域の防犯対策の強化

① 「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の普及促進と活用

地域に潜む犯罪の兆候を早期につかみ、防犯力向上につなげていく「ひょうご地域安全SOSキャッチ事業」の受信方法にメールやLINEを追加し、更なる普及促進を図るとともに、受信結果や地域特性、相談者の特性等を分析し、効果的な広報や犯罪抑止を図ること。

② 防犯カメラ設置の推進

最重要要望事項

警察と連携して県内の防犯カメラ設置状況に関する課題整理を行い、市町の実情に応じた防犯カメラ設置の支援や、企業連携によるカメラ付き自動販売機の設置支援など、まちづくり防犯活動の一環として支援策を講じること。また、正常に作動していない防犯カメラが多く存在することから、更新費用の補助についても対象とするよう制度を拡充すること。

③ 外国人材の受け入れ環境・支援体制整備

外国人材が今後増加する中で、県内企業、団体、地域コミュニティ等が外国人材を円滑に受け入れる環境づくりが急務である。具体的には、多様な国の外国人材が安心して働き暮らせるための日本語教室の整備や、買い物、病院など日常生活に対する支援体制などの環境整備を早期に進めること。また、民間や各団体へ支援を呼びかけ社会全体で支援可能な体制を構築すること。

④ 兵庫県職員（総合事務職）の受験資格からの国籍条項の撤廃

総合事務職の受験資格について、全国では11府県において、兵庫県では全ての市町において国籍条項が撤廃されているにもかかわらず、兵庫県が国籍条項により制限している状況について、一刻も早く撤廃し改善を行うこと。撤廃に向け、兵庫県が国籍条項を撤廃しない理由として挙げている人事運用上の課題等について、既に撤廃している他府県や市町における事例を研究し、どのようにクリアしているのか早急に検討し結論を出すこと。

(3) 犯罪被害者等の支援の充実

性犯罪発生時に適切に対応できるよう、学校・警察・産婦人科病院・性被害者センターなど関係機関がより連携強化を図るための連携協定を早期締結すること。

(4) 人権の尊重

① 隣保館の改修に対する支援

隣保館の改修においては、市町の計画・要望を踏まえて着実に実施できるよう支援すること。

② 事前登録型本人通知制度の市町への啓発推進

「事前登録型本人通知制度」の普及に向け、登録者数の増加に向けた取組を強化するとともに、被害告知型のみを導入している市町に対して導入を働きかけること。

③ ヘイトスピーチ対策

県職員をはじめ県民に対する人権教育、啓発活動の強化を行い、外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すること。

更に、京都府で策定されたようなヘイトスピーチの恐れがある場合の公的施設の利用を制限するガイドラインの策定、ヘイトスピーチの禁止に向けた実効性ある対策を講じること。

④ インターネット・モニタリング体制の強化

ネット上での誹謗中傷や外国人へのヘイトスピーチ、部落差別等の人権侵害事案の深刻化に対応するため、現在本県で実施されているネットのモニタリング事業を各市町と連携して充実を図り、県や各市町が個別に実施するのではなく、情報共有を行い共同でモニタリング体制を集約化するなどにより強化すること。また、国に対して人権侵害に対応する法整備を要望すること。

⑤ 「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）」制定に伴う県の取組強化

制定が予定されている「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例」に基づき、誹謗中傷やプライバシー侵害、不当な差別

等について、啓発活動や被害者に寄り添った相談支援、不当な差別に対する削除要請等、実効性ある取組を強化し、被害の低減に努めること。

⑥ 部落差別解消推進法に基づく実効性ある差別解消に向けた取組

部落差別解消推進法に定められた地方公共団体の責務や役割を明確化し、差別解消に向けた実効性を高めるため、部落差別の実態を正確に把握しつつ、本県としてもより具体的な差別解消に向けた推進方策を講じること。

⑦ 同和地域の問合せ事象の再発防止策の徹底

地域問合せ事象が頻発したことから再発防止に向けて県土地対策班、宅建協会、全日本不動産協会などの宅地建物取引業との定期的な意見交換並びに研修会を実施するとともに他府県を参考に事業者の実態調査を行うこと。

2 芸術文化・スポーツの振興

(1) スポーツ振興施策の推進

① スポーツ施策の戦略的展開

スポーツの多面的な価値（健康・経済・産業・文化・環境・コミュニティ・幸福度など）を最大限發揮できるよう、現行のスポーツ推進計画を早急に改定するとともに、スポーツコミッショナの創設等も含め「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けた推進体制を構築し、スポーツ施策の戦略的展開を図ることで、スポーツツーリズムや地域振興等において具体的な成果が出せるようスピード感をもって取り組むこと。

② スポーツ選手の育成

オリンピックや世界大会で活躍するような選手を育成するため、トップレベル競技者が強化活動に専念できる環境を整備するとともに、資金面を支援するような補助制度や、民間企業からの支援が受けられる育成サポート制度を創設すること。さらに、県独自の取組である「HYOGO STAR PROJECT」と連携し、小中学生世代からトップアスリートをめざす体系的な育成プログラムを展開することにより、次世代人材の発掘と育成を着実に進めること。

(2) e スポーツの推進

e スポーツの多様な特性を活かし、部活動への採用や地域資源と連動したイベントの開催などを通じて若者の活躍の場を広げるとともに、地域活力と交流人口の拡大につなげること。

(3) 芸術文化・スポーツによる施策展開の強化

文化スポーツ局としての組織一元化を踏まえ、教育委員会が所管している県立美術館などの所管を県民生活部に一元化し、芸術文化・スポーツの多面的な価値を最大限発揮した施策展開を図ること。

3 県民生活部その他要望事項

- (1) ひょうご出会い支援事業について、「ひょうご出会いサポートセンター」の県内外への周知に努めるとともに、AIマッチングの課題と成果を踏まえ、成婚率を上げるよう改善を図り、伴走型の支援を強化するなど、成婚までのきめ細かな支援に取り組むこと。
- (2) 「人権救済・リーガルエイド基金」運営費の補助金を増額すること。
- (3) 神戸マラソンの県主催を継続し、マラソングランドチャンピオンシップシリーズ（MGC）に加盟したことを踏まえ、より神戸マラソンを活用した地域活性化や県民のスポーツ参加、健康増進に繋げていく取組を強化すること。
- (4) 青少年のスマホ・ネット依存が増加する中、スマホやネットとの健康的な付き合い方を支援するため「オンラインキャンプ」の財源確保とともに、「スマートサミット in ひょうご」の開催等を通して青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めること。
- (5) 道路交通法の改正により「青切符」の対象が16歳以上とされる、113種類の交通違反に対して反則金が定められるため、教育委員会や警察とも連携し、県民への周知を徹底すること。

IV 危機管理部

1 防災・減災対策の強化

(1) 大規模災害の対策

① 被災者生活再建支援制度の充実

被災者生活再建支援制度で適用対象とならない被災者（損害割合30%未満）に対する県独自の支援制度の更なる拡充を図ること。また、都道府県の拠出に対する財政支援など、引き続き、制度の見直しを国へ求めること。

② 防災庁の設置に関する要望の継続

首都圏大規模災害に備え、関西広域連合とも連携し、防災庁の兵庫県への設置等を含め、国土の双眼構造への転換を図れるよう国に求めること。

③ 県民や地域コミュニティの防災力向上

阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承・発信にとどまるのではなく、防災先進県として県民の防災意識や地域コミュニティの防災力について客観的な指標をもとにレベルを把握しながら、市町と連携し積極的に向上に取り組むこと。

④ 消防団員の確保

担い手確保が困難になりつつある消防団については、職域団体の活用や女性の登用など団員確保に向けた啓発支援を行うこと。

⑤ 地域防災力の強化

防災リーダー等地域防災コミュニティ活動のリーダーとなる人材の育成を強化するとともに、地域防災力を強化するために活躍できるような環境整備を進めること。また、地域特性等に応じ、必要な機材等の配備に対する支援を行うこと。

⑥ 避難所の充実

大規模災害発生時に、災害や紛争の被災者が尊厳を持って生活できるよう、人道支援活動における最低限の基準であるスフィア基準を参考にした避難所運営がなされるよう、市町と連携して必要な物品をプッシュ型で配備できるよう備蓄整備を進めること。また、女性視点を取り入れるため、防災会議における女性委員比率を国の目標まで引き上げること。

⑦ 避難体制の強化

「ひょうご防災減災推進条例」に基づき、避難行動要支援者支援について市町との連携をより一層強化するとともに、福祉避難所の充実や帰宅困難者に対する一時避難所の確保、津波避難場所としての高速道路や駅舎の活用等、災害発生時における市町を跨る避難対応についてさらに協議を進めること。

⑧ 災害時の情報共有機器設備の整備

難視聴地域において国の地域情報通信基盤整備推進交付金等で整備されたケーブルテレビ設備について、設備の更新など再整備について支援するとともに、既存の枠組みにとらわれない支援措置を国に要望すること。

⑨ 兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫県DWAT）の体制強化

兵庫県災害派遣福祉チーム（兵庫版DWAT）の更なる体制拡充を進め、チーム員の研修・訓練により支援体制の充実強化を図ること。

⑩ 災害ケースマネジメントの普及

被災者一人ひとりの状況に応じた支援を進めるため、災害ケースマネジメント条例の制定を目指すこと。

⑪ 災害発生時の視覚障がい者や高齢者への対策

視覚障がい者や高齢者の方でもわかりやすく耳で聞くことができるハザードマップや「ひょうご防災ネット」等の災害情報ツールの機能向上を推進すること。

最重要要望事項

⑫ 感震ブレーカー設置補助制度の創設

大規模災害の発生時に伴う火災の原因は、電気に起因しており、地震による揺れを感じた際に自動的に通電を遮断することができる感震ブレーカーを県内に広く普及させる為、感震ブレーカー設置補助制度の創設を推進すること。

(2) 南海トラフ地震臨時情報への対応強化

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災対応について、「臨時情報」に対する県民の認知度や理解度が低く、住民避難等に支障が生じる恐れがあるため、全県民への周知の徹底を図るとともに、「調査中」、「注意」、「警戒」の臨時情報のレベルに応じた事業者における具体的な対応について、交通事業者間での運休や減速運転などの異なった判断など、特に企業等の経済活動を抑制レベルや地域別対応等をどうするのかについて、事前に検討し、市町との連携や情報共有をしておくこと。

2 危機管理部その他要望事項

- (1) 救急安心センターひょうご#7119について県民への周知を強化とともに、救急医療相談や医療機関案内が適切に行われるよう相談員の研修や医療機関との連携など強化を図ること。

V 福祉部

1 介護・福祉の充実

(1) 介護人材の確保・定着・育成に向けた助成・補助制度の創設

① 介護人材の確保の推進

他業種との給与水準の格差是正を図るための処遇改善を国に働きかけること。また職員のキャリアアップ、職場環境の改善等による離職防止対策を拡充すること。

② 外国人介護・看護人材の受入促進

特定技能等の外国人介護人材の確保、育成、長期定着への支援や看護人材の受入体制を拡充し、環境の整備・充実に努め、職場環境の改善等による離職防止対策の充実を図ること。公民連携による外国人人材の活躍に向けた取組に関する連携協定を締結した県内社会福祉法人等への支援を強化すること。

③ 物価高騰に対する高齢者福祉・介護施設等への支援

「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」事業の継続を国に働きかけること。また、県独自の物価高騰対策の充実を図ること。

④ 介護教育と広報及び若年層の人材獲得

中学校・高等学校における介護教育の充実やエッセンシャルワーカーとしての認識が進む介護職員のイメージアップに繋がる広報に努めること。拡充した社会福祉法人等奨学金返済支援制度の周知による若年層の人材獲得を推進すること。

⑤ 訪問看護師・訪問介護士の安全確保事業の拡大

介護報酬上2人訪問加算が適用できない場合であっても、訪問者の安全を確保する必要があることから、当該事業を実施している。しかし、ほとんど事業者に普及されていないことから、一つの障壁と考えられる事業者の負担を無くし、手続きを簡素化すること。

(2) サービス・住まいの確保

① 在宅医療・介護を支えるサービスの確保

定期巡回随時対応型訪問介護・看護、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス、訪問看護など在宅医療、介護を可能とするサービスが全市町で実施できるよう支援すること。

② 介護現場への支援強化

介護ロボット、ICT化、福祉用具の導入に対する支援については、県の拠点「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」を中心に、介護の悩み・現場の負担軽減に対する「介護ロボット・ICT」導入支援、研修会・伴走型支援等をさらに強化すること。

(3) 生活困窮者支援の充実

① 一時生活支援事業の推進

一時生活支援事業を未実施の市に対して、圏域ごとに共同運用する等の調整を図り、全県でのサービス提供の実現、事業の拡充に取り組むとともに、国に対して全額国庫負担を要望すること。

② 自立支援事業の着実な実施

住居確保給付金の支給、就労準備支援と中間的就労等の就労支援、家計管理に関する指導等の家計改善支援、子どもの学習支援等、生活困窮者一人一人の自立に必要な自立支援事業を、本人の状態に応じて、切れ目なく継続的に実施できるよう努めるとともに、NPO、民間企業・団体、ボランティアなどの支援活動に対しても支援強化を図り、県下全域で生活困窮者自立支援制度のサービスの提供を充実させること。

③ 子どもの貧困等への対応

子どもの貧困は複合的な要因があるため、公民関わらず福祉、教育、労働等の各分野と地域が連携し、生活支援、経済支援、教育支援、就労支援など子どもを取り巻く環境の支援を横断的、重層的に取り組むこと。

④ 生活困窮者への対応

物価高騰などの影響で生活に行き詰り、食料や物資を求める県民が増加しているため、生活困窮世帯への物資提供やフードドライブなどの貧困対策を横断的、包括的に実施すること。

(4) ヤングケアラーに対する支援

国においてヤングケアラーが支援対象として法律に明記されたことを踏まえ、スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携し、早期発見・把握から支援につなげる体制を市町とともに構築すること。また、ヤングケアラー本人やその家族が気軽に相談できるオンライン窓口の設置や、ピアサポート活動への支援を強化すること。

2 子育て支援の強化

(1) 子育て環境の整備

① 0～2歳児への保育料補助制度の拡充

県独自の0～2歳児の保育料補助について、補助額の拡充、補助要件の所得額を緩和し、保育料補助制度を維持・拡充すること。また、国に対して無償化対象の拡充について要望すること。

② 保育人材の確保、保育の施設整備

早期の待機児童の解消を図るため、地域の事情に応じた多様な受け皿整備を図るとともに、保育士のスキルアップや待遇改善などの支援に取り組み、潜在保育士の復職を支援すること。特に、保育士の業務負担軽減のため、ICT化の推進や保育補助者の配置促進に対する支援を強化すること。

③ 認可外保育施設の質の向上

幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設について、効果的な監査を実施するとともに、巡回支援指導員を活用し、指導監督基準順守の指導や事故防止に向けた助言を行い、認可外保育施設の質の確保に努めること。

④ 放課後対策の充実

「ひょうご放課後プラン事業」について、定員の拡充や開設時間の延長など地域の実情に沿った運営の充実を図るとともに、支援員の確保策を推進すること。また、現在加算対象外となっている1日6時間未満の開所においても加算が受けられるよう要件改善を図ること。

更に、学校の働き方改革によって、放課後子ども教室が放課後や休日に学校施設を利用する際に支障が出ないよう配慮すること。

⑤ 乳幼児等・こども医療費助成制度の充実

子ども医療費を無償化する制度を国の制度として創設することを要望すること。また、国の制度が創設されるまでの間、県として「こども医療費助成事業」での一部負担金等の制度内容を、「乳幼児等医療費助成事業」と同じ内容として拡充すること。また所得制限なしで18歳までの医療費無償化の実施に向け検討を開始すること。

(2) 子どもの生活環境の整備

① 児童虐待防止対策の強化

児童福祉士の人員を拡充するとともに、計画的な採用、人事ローテーション、専門性をより発揮できる役割分担等により、緊急性の高い虐待事案への対応力を強化できるような体制整備を進めること。また、市町子ども家庭総合支援拠点と児童相談所や警察との連携を密にし、情報共有の迅速化と切れ目のない支援体制を構築すること。特に、特定妊婦等の早期把握と支援介入を強化すること。

② 里親制度の充実

里親制度の更なる推進のため、養育里親の育成・支援とともに、普及啓発等の充実を図ること。

(3) 幼児教育無償化に係る市町負担の軽減

市町の厳しい財政事情、今後の社会保障全般における施策実施の必要性等を踏まえ、幼児教育無償化に係る国と地方の負担割合を見直し、市町負担を軽減するよう国に要望すること。

(4) 私立幼稚園への支援

① 一時預かり事業補助単価の引き上げ

一時預かり事業（幼稚園Ⅰ型）は両親就労家庭が多く利用者が増加しているが、物価高騰や人件費高騰により人材確保が困難になっていることから補助単価の引き上げを国に要望すること。

② 無償化の単価の見直し

無償化単価25,700円は10年前の平均単価が採用されており、現状の急激な物価高騰や社会情勢に沿ったものではなく経営に大きな影響を与えるため、国に対して無償化単価の引き上げを強く要望すること。

③ 地域区分の見直し

子ども・子育て支援新制度施行より人材確保と経営面で地域間格差が発生しないよう地域区分の見直しを国に要望すること。

④ こども誰でも通園制度の充実に向けた取組

令和8年度からの本格実施されるが、実施を希望する施設が認可されるよう支援すること。また、制度の円滑な運用には更なる人材確保が必要となることから、適正な価格設定がなされるよう国に要望すること。

(5) 子どもの権利保障と人権オブズパーソン制度

「仮称・子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を明確に位置づけ、社会全体の意識改革と子供の声が反映される社会づくりを目指すとともに、その柱として、第三者性を持った人権オブズパーソン制度創設に向け検討すること。

3 障がい児（者）への支援強化

(1) 障がい児（者）への支援の強化

① 障がい児（者）リハビリテーション体制充実への支援

障がい児（者）一貫したリハビリテーション体制充実に向け、18歳以上の障がい児（者）リハビリテーションの診療報酬引き上げを国に要望するとともに、県での支援体制を構築すること。

② 失語症者への支援体制の強化

失語症者向け意思疎通支援制度が県下のすべての自治体で実施されるよう推進していくとともに、言語聴覚士や心理士等の専門職が常駐しているコミュニケーション障害者が相談できるセンターを県下にモデル的に整備すること。

③ 発達障害等小児領域の療育相談体制の整備

発達障害等小児領域の療育相談体制に地域間格差があることから解消に向けて、専門職の配置も含めた支援体制整備をすすめること。

④ 常時介護を要する医療的ケア児(者)、重度心身障がい児(者)に対する支援

医療的ケア児（者）、重度心身障がい児（者）の介護者への切れ目のない支援の充実を進めること。特に支援が届きにくい在宅で生活する重度医療的ケア児（者）のレスパイト対策として短期入所施設の入所要件調整等も行い、早期に整備・拡充に努めること。また、施設の広報や利用促進を図ること。

⑤ 入所施設の充実

障がい者支援施設の小規模化、施設敷地内グループホームの建設促進、個室化やユニット化、高齢者対応等の整備が促進されるよう支援強化を図ること。

⑥ 福祉医療費助成の制度化

県が実施している重度心身障がい児（者）、乳幼児、ひとり親家庭等に対する福祉医療費助成制度が、国において早急に制度化されるよう求めること。

⑦ 県立こども発達支援センターの機能強化

県立こども発達支援センターの機能を強化し、各関係機関や市町と連携して発達障がい児（者）の早期発見、相談、診断、療育指導等、発達障がい児への支援の充実・強化を図ること。

⑧ 視覚障がい者への支援

視覚障がい者にとって、日常生活の自立と社会参加を可能にするためには、歩行訓練をはじめとするリハビリテーションの充実が不可欠であるため、県内における視覚障がい者への相談支援体制を強化するとともに、視覚リハビリテーションの充実に向けた体制を強化すること。

⑨ 障がい児（者）等の活躍促進

障がい者の雇用・就業の促進を図ること。また、農業や地域福祉の分野などで就労支援を含む社会参加の促進、障がい者の文化芸術の推進を図ること。特に農福連携の成功モデル確立にむけて福祉部と農林水産部が連携して取組を強化すること。

⑩ 身体障がい者補助犬の普及と理解

身体障がい者補助犬の利用を希望する障がい者が、補助犬を利用できるよう普及に向けた取組を強化するとともに、補助犬について、店舗等で受入れを拒否しないことや、出会ったときにむやみに触ったり餌を与えたりしないなど最低限のマナーについて理解を広げるよう啓発すること。また、身体障がい者の自立、社会参加を促進するため、県民、事業者等と連携協力し、各種イベントの開催や企業セミナーなどあらゆる機会を活用し身体障がい者補助犬の普及啓発を更に推進すること。

⑪ ヘルプマーク等の普及促進

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク等について、交通事業者との連携や、諸行事、学校教育等を活用した認知度向上の取組を行い、普及を促進させること。

⑫ 歩行障がい改善に向けた取組強化

最先端歩行再建センターで進めている、シーブレイスなどの歩行障がい改善のための取組を更に進めること。

⑬ 強度行動障害を有する児（者）への専門的支援体制の強化

県下での実態調査を行い、事業所へ強度行動障害支援者養成研修修了者の配置を促進し、事業所の受け入れ体制を強化するなど質の高い支援体制の整備を推進すること。

(2) 地域における障がい者の居住支援等の強化

① 医療支援型グループホームの拡大促進

医療支援型グループホームの整備が進められるよう積極的な助成を図ること。また、居住支援のための相談、体験の機会提供、緊急時の受け入れ、地域の体制づくりなどを総合的に行う多機能拠点の整備や、ケアホームとグループホームが一元化された医療ケアに対応できるグループホームの整備を積極的に進めること。更に、ピアサポートの積極的な活用、相談・支援の充実を図り障がい者の地域移行を推進すること。

② 小規模作業所支援の継続

事業所が安定的に運営され、利用者の支援に支障が生じないよう、地域活動支援センターへの運営支援を引き続き着実に実施すること。

(3) 聴覚障がい者への支援

① 手話言語条例の制定

「手話は言語である」ことを普及するために手話言語条例を早期に制定すること。

② 手話通訳者の育成、維持に向けた取組強化

(ア) 県公費派遣単価において、手話通訳者と要約筆記者の単価を統一し、市町にモデルを示すとともに、派遣事業の予算を拡充すること。

(イ) 手話通訳者の養成講座開催について、近隣市町での合同開催、市町を越境しての受講を可能にするなどして、受講者の居住地、勤務地に応じて柔軟に受講できる体制となるよう市町を指導すること。

③ 兵庫県意思疎通支援事業の拡充

手話通訳等の公費派遣の対象会合を、聴覚障がい者団体の主催のみから、県

内の障がい団体等が主催または共催する団体に拡充し、その予算も確保すること。

④ デジタルデバイド解消事業（聴覚障がい者部分）の移管

兵庫県身体障害者福祉協会に委託されているデジタルデバイド解消事業のうち聴覚障がい者部分について、聴覚障がい者支援の専門性を持つ兵庫県立聴覚障害者情報センターに移管すること。

⑤ 高齢者の補聴器に関する支援等

高齢者が難聴に早期に気づき、適切な支援につながる仕組みを制度化とともに、高齢者の聴覚検査の在り方について、必要な調査研究等を行うこと。また、高齢者のみならず若年層も含めて難聴に関する正しい知識の普及啓発を図り、周知広報の強化を行うこと。

(4) 盲ろう者への支援

① 盲ろう者に対する支援事業の予算拡充

盲ろう者の実態把握調査により盲ろう者の登録数が毎年増加していることから、派遣登録者数の増加に見合った派遣費や生活訓練、相談事業等の予算額を確保し、盲ろう者が適切な福祉サービスを享受できるように支援すること。

② 盲ろう者を支援する人材育成

盲ろう者の移動とコミュニケーションの支援を担う通訳・介助者を養成において厚労省標準カリキュラムに基づく時間数に応じた予算を確保するとともに、人材の育成・配置を積極的に進めること。

(5) 障がい者スポーツ支援施策の推進

① 障がい者スポーツの振興

県下の障がい者スポーツ施設全体の機能充実を促進し、障がい者スポーツのすそ野の拡大に努めること。

② 障がい者の競技スポーツの強化

パラリンピックやデフリンピック等の国際競技大会を目指す障がい者スポーツ選手に対して、一般の競技スポーツへの強化支援策と同レベルの支援を行い、強化に努めること。

③ ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）の早期整備着手

隣接する障害者スポーツ交流館と一体的に運営し、本県、西日本における障害者スポーツの中核拠点として期待されるひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）を早期に整備着手すること。

(6) 障害者芸術文化活動の振興

① ひょうご障害者芸術文化活動支援センターの体制強化

障害者芸術文化活動の振興を図るため、現行のひょうご障害者芸術文化活動支援センターの取組内容の充実と体制の強化を図ること。

② 障害者アートの販売促進と認知度向上に向けた取組強化

障害者アート作品は、流通や販売の機会が限られ、十分に評価・活用されているとはいえないため、創作活動の継続や経済的自立を促す観点からも、現在、県内各地で開催している巡回展と連動した販売機会の創出や、広報媒体を活用した発信強化など、多角的な支援策を展開すること。

4 自殺防止対策

自殺に関する相談体制の強化として、SNS等を活用した相談窓口の更なる周知徹底を図るとともに、若者や孤立しがちな層へのアウトリーチ支援を強化すること。

5 その他

(1) 女性へのDV対策の推進

一時保護施設退所後の自立に向けた生活拠点となる住居確保支援として、民間賃貸住宅への円滑な入居促進や公営住宅への優先入居等に積極的に取り組むこと。

(2) 福祉施設における虐待対策

施設利用者の不安を解消するため、安心できる環境整備の推進や県の相談体制を整備するとともに、市町と連携して有効な対策をとること。

(3) サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修

サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修を申し込んでも受講できないケースが増えており、現場のニーズに応えるため、更なる定員拡大や研修回数の増加を継続的に実施すること。

(4) 権利擁護施策の強化

権利擁護支援に携わる専門職の地域間格差が広がっていることから全県的に

権利擁護の支援の充実と相談支援体制の強化を図るため、権利擁護支援体制整備計画の策定を行うとともに、市民後見人については、後見人活動にとどまらない、地域での相談活動や見守り活動などに参加する「権利擁護サポーター（仮称）」を養成し、見守り支援体制を強化すること。

(5) 成年後見制度利用支援事業の拡充

成年後見制度利用支援事業について首長申し立てに限定せず、本人や親族等の申し立ても対象として事業が実施できるよう県下の市町に促していくこと。

(6) 児童養護施設等における人材確保

職員の確保が困難な施設が増加しており、県内の社会的養護体制の機能低下が危惧されているため、兵庫県保育士就学資金貸付制度の従事先施設に児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターが含まれていることについて、各養成校や高等学校へ周知すること。

(7) 児童養護施設の入所者に対する支援強化

小中学校での個々に応じた学力の伸長や、芸術・スポーツ活動の深化が不可欠である為、小中学生の学習塾や家庭教師費用、さらには、音楽教室やスポーツクラブ等、習い事にかかる費用の支援制度の検討をすること。

(8) 児童養護施設等退所者(ケアリーバー)が支援制度の創設

退所後も引き続き支援が必要な対象者に、確実に支援が提供できる体制整備を拡充すること。またケアリーバーへの退所後の支援に係る活動経費や生活困窮者には必要な経済的支援をすること。

(9) 児童家庭支援センターの適正配置

県下の児童家庭支援センターを適正に配置することで、偏在している状態を解消し、市町と連携して地域支援の充実を図ること。

6 福祉部その他要望事項

- (1) 在宅医療・介護を推進するうえで、医療圏域ごとに無菌調剤室の整備を進めること
- (2) 地域包括ケア・介護予防・フレイル等の分野でリハ職（理学療法士・作業療

法士・言語聴覚士) の積極的な活用

VI 保健医療部

1 地域医療の充実

(1) 医師・看護師等の確保対策等の推進

① 医師確保対策

県内医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、医師確保数の目標・対策を含む「医師確保計画」を基軸に、県養成医師枠や医学部定員の「地域枠」の増加、継続等医師確保に向けた取組を強化するとともに、「地域医療活性化センター」を活用した教育・研修機能による医師の資質向上を更に進め、女性医師の働きやすい環境の整備、特に女性医師の産後の当直など配慮することや再就業を促す取組により、実効的な医師確保を進めること。

また、県内の医師不足が切実な課題の市町に対して、診療科ごとの医師確保、派遣の見込み等を示し、計画的に医療体制の維持を図れるようにすること。あわせて、医師の働き方改革に対応するため、医療DXの推進によるタスク・シフト/シェアを強力に推進し、実効性のある偏在是正策を講じること。

② 産科医の確保と周産期医療の充実

誰もが安心して住んでいる地域で子どもを生み育てられるよう、地域医療機関においても産婦人科医及び助産師の確保・資質向上、ハイリスク妊婦及び新生児に対応できる高度専門的な周産期医療の充実を図ること。特に、地方部の出産受入れ医療機関については、各市町において小児・産科医などの医師確保は困難であり、県として地方の医療機関への派遣支援や分娩を取り扱う診療所への財政支援を強化するなど、より踏み込んだ支援策を講じること。

③ 看護師確保対策

看護師の不足及び地域偏在を解消するために、卒後臨床研修制度による指導体制整備、短時間勤務導入及び院内保育等の就労環境整備等への支援を行うほか、処遇改善による看護師の離職防止・定着促進を図るとともに、ナースセンター事業や支援復職支援による潜在看護師を活用するため、復職相談体制の充実を図ること。あわせて、医療DXの進展に対応できる情報リテラシー研修や、特定行為研修の受講支援を強化し、看護師の専門性を高め、活躍の場を広げる取組を推進すること。

④ 歯科技工士の養成・確保策

県内に養成学校がなく、県内の歯科技工士の約6割が50歳代と高齢化が進んでおり今後急速に歯科技工士がいなくなると見込まれる中、県内養成学校の誘致や県外進学者への新たな奨学金制度の創設等、歯科技工士の養成・確保に向けた具体的な対策を早急に講じること。

⑤ マルチモビティ患者への疾患別リハビリ専門職の育成と確保

近年、高齢者に脳卒中や心疾患、高血圧など複数の疾患を同時に抱える患者が増加しているため、内部疾病患者に対応した疾患別リハビリ専門職を確保すること。また、急性期、回復期、維持期におけるマルチモビティ患者に対応できるリハビリ専門職（P T）を育成する研修制度を充実すること。また、確実な賃上げによる人材確保が出来るよう国に要望すること。

⑥ 総合事業、生活支援体制整備事業への理学療法士の参画

虚弱高齢者には総合事業や生活支援体制整備のサービスが提供されているが、虚弱な状態を改善する「心身機能向上」「自立支援」といった積極的アプローチの強化が必要なことから、総合事業、生活支援体制事業への理学療法士の参画を市町に積極的に促すこと。

⑦ 訪問リハビリテーション（兵庫モデル）の実施

リハビリ専門職のサービスを柔軟に享受できるよう、県独自の訪問リハビリテーション体制の構築を行うこと。

(2) 小児救急医療対策の推進

小児科医以外の医師や看護師等の救急医療関係者に対する小児救急医療研修を推進するとともに、県内2か所ある小児集中治療室（P I C U）の拡充と専門医療チームの強化・拡充を図り、小児救急医療体制の充実に取り組むこと。

(3) がん対策の推進

① がん対策推進計画の策定

本県のがん対策推進計画の策定について、取組と結果、成果の因果関係を明確にし、新たな策定手法の導入も視野に入れて、中間評価が可能な計画を検討すること。

② がんの早期発見対策の強化

全国平均を大きく下回る本県の各部位のがん検診受診率について、性別や県内各地の地域性等を考慮した実効性の高い対策を行い、受診率を向上させ全国平均値を早急に超えることができるよう予防の取組を強化すること。また、民間企業との連携を推進し、職場での検診促進や啓発活動を強化するとともに、受診しやすい環境整備や広報活動の充実を図ること。

③ 女性特有のがん対策の推進

乳がん及び子宮頸がん検診の無料化を継続するよう、引き続き国に求めるこ
と。また、H P Vワクチンの接種拡大に向けた広報に取り組むこと。

④ 乳がんの検診体制の充実

県内市町のがん検診の精度管理や事業評価、科学的根拠に基づく検診が実施
されるよう、引き続き市町を支援すること。また、マンモグラフィ読影医及び
女性の撮影技師の養成を図ること。

⑤ がん教育の強化

学齢期に応じたがん教育の機会を確保すること。また、成人に対するがん教
育についてもより一層、有効な機会や手法を検討し、実施すること。

⑥ リンパ浮腫関連施策の実施

県の「がん対策推進計画」にリンパ浮腫に関する記載を明確化するとともに、
改定までの間も早期治療につながるシームレスな医療支援体制の構築や実態調
査を行うこと。

⑦ ひょうごがん患者アピアランスサポート事業の対象拡大

がん患者の心理的負担を軽減するとともに、就労等社会参加を促進し、療養
生活の質の維持向上を図るために、外見変貌を補完する医療用ウイッグ（かつ
ら）、乳房補正具の購入費用の一部助成する「ひょうごがん患者アピアランスサ
ポート事業」の所得制限を撤廃し、対象を拡大すること。

(4) 疾病対策の推進

① 慢性腎臓病対策の強化

要再診者の受診を促進し、重症化ハイリスク者対策や保健指導を充実させ
ること。また、献腎移植の意思を無駄にすることなく、移植を待ち望んでいる患
者につなげるシステムを構築すること。

② 性感染症対策の推進

性感染症予防に対する学校教育や危険回避への意識付けを行うほか、夜間・
休日検査の拡充など、エイズ・性感染症対策を総合的に推進すること。

③ 全新生児への聴覚スクリーニング検査の実施

全ての新生児に対する聴覚スクリーニング検査が実施できるよう、県独自の
補助制度を創設すること。

④ 鍼灸治療の効果検証

鍼灸治療は多くの県民が治療しているため、治療の効果について調査・研究
を行うことを国に要望すること。

⑤ 脳脊髄液減少症治療体制の強化と患者支援の推進

脳脊髄液減少症に関する研修会を、医学界を含め各関係機関等と連携し開催
すること。また、脳脊髄液減少症について相談窓口の開設及び小児の患者救済

の対策を検討すること。

⑥ アルコール関連問題の対策強化

アルコール依存や過剰な飲酒と健康障害や関連問題について、飲酒に伴うリスクの普及啓発や、飲酒問題を抱える本人や家族が、早期に相談や適切な治療等に結びつくよう、自助グループへの支援とともに、兵庫県断酒会と連携し対策を強化すること。また兵庫県で開催される予定の令和8年の全国大会について、県として後援もしくは共催等により支援すること。

⑦ 帯状疱疹ワクチン接種費補助事業の拡充

国の定期接種化が決定したが、対象年齢が65歳であることから、県が実施している現行の50歳以上を対象とした事業を継続し、補助額の拡充を求める。

(5) 難病対策の推進

① 難病患者への支援強化

難病患者等も障がい児（者）の範囲に加えられたことから、市町において、難病相談・支援センター等と連携した難病患者等に対する漏れのない障害福祉サービスが、難病患者や団体に対して格差なく提供されるよう支援するとともに、制度の周知を徹底すること。

② 経済的負担軽減の実現

指定難病医療療養費助成を含むすべての国公費負担医療費制度と福祉医療制度の併用を可能とする制度改正を行うこと。

③ リウマチ患者支援の推進

健康診断でのリウマチ疾患の発見と早期治療の啓発に努めること。また、生物学的製剤治療を行うリウマチ患者に対する高額療養費の見直しなど財政的支援を国へ求めるとともに、県としての支援策を検討すること。

2 介護・福祉の充実

(1) 認知症対策の推進

① 認知症対策の大幅な強化

認知症の早期発見に向け、認知症検査受診を促進するための認知症診断助成制度や、認知症患者やその家族の支援策として、賠償責任保険やG P Sかけつけサービス等を、「認知症対策ひょうごモデル」として県が主導し市町とも連携して全県に展開すること。更に、高齢者が認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする効果的な予防手法についての調査・研究を行い、予防事業の充実を図り、認知症対策の大幅な強化を図ること。

② 普及啓発・本人発信の支援

キャラバンメイト養成の強化、市町と連携した養成講座の開催の更なる推進に取り組み、より多くの認知症サポーターを養成するとともに、ひょうご認知症サポート店（事業所）を増やす取組を強化すること。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

早期発見、早期対応のため、認知症初期集中支援チームの拡充と周知に努めるとともに、医療従事者、介護従事者等の認知症対応力の向上に努めること。また、認知症患者の介護者の負担軽減を推進すること。

④ 若年性認知症の人への支援、社会参加への支援、相談支援拠点の整備

若年性認知症の家族支援の強化、成年後見制度の利用促進を図ること。また、現在、県内に1か所しかない「ひょうご若年性認知症支援センター」を各圏域に整備すること。

⑤ 認知症事故救済制度等の県内市町への展開促進

認知症事故救済制度と合わせ、無料相談、診断制度などの取組の県内の市町への展開促進を支援すること。

(2) 健康増進の充実

① 健康寿命の延伸

健康づくり、フレイル予防（栄養・運動・社会参加）に積極的に取り組む高齢者等の増加を目指し、働き盛り世代からの健康づくりとしての健康診断や保健指導の受診促進、効果的な運動プログラムの実施、介護予防対策、重度化予防等を一層充実し推進すること。

② 口腔ケアの普及促進

乳幼児から高齢者まで、生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりを推進するため8020運動に引き続き取り組むこと。

(3) 医療と介護の情報共有

「h-Anshin(阪神)むこねっと」等患者情報共有システムを地域包括支援システムで利用できるよう、介護関係機関での活用を支援すること。またデータヘルスの展開、地域における要支援者の把握、医療と介護間での情報共有等、効果的な支援体制の構築を進める上で、個人情報保護法を踏まえ、関係者による適切な情報の共有が可能となるよう、体制整備を進めること。

3 子育て支援の強化

(1) 妊娠・出産・産後の切れ目ない支援の充実

① 地域包括型産後ケア体制の整備

「訪問」「デイサービス」「ショートステイ」などの産後ケアサービスを助産師や産後ドゥーラ等が一体的に提供する体制の整備を求める。

また、産後ケア事業実施機関が集合契約による参加となり、契約金額の統一が図られたが、実態把握に努め、持続可能な運営となるよう契約金額の引き上げを行うこと。

② 低出生体重児と保護者への支援

当事者や関係団体からヒアリングをし、低出生体重児等と保護者への支援を推進すること。

4 動物愛護の機能強化

(1) 適正飼育に向けた環境整備

無責任な飼い主による多頭飼育が社会問題となっているため、飼い主責任を厳格にするための適正飼育（屋内飼育、不妊去勢、飼い主の明示など）の義務化や、飼育頭数の届出制度などを定めた条例を早期に制定すること。また、多頭飼育の予防策として、福祉部門・関係者などとの連携強化体制を構築すること。

(2) 動物虐待防止

動物虐待事案への対応、解剖検査、DNA検査等の費用の財源として活用し動物虐待ゼロを目指すこと。また、愛護センター、警察、獣医師会等の関連機関が連携した動物虐待ゼロを目指す協議会等を設置すること。

5 保健医療部その他要望事項

- (1) 災害時薬事コーディネーターの養成の推進
- (2) 大規模広域災害時における透析患者の医療体制の整備
- (3) 放射線技師の被爆対策を充実するよう病院へ指導を強化
- (4) 医師のタスクシフト・シェアの推進に伴い、放射線技師への静脈注射等の訓練を充実すること
- (5) 健康維持・増進に寄与している、あんま・はり・きゅう及び柔道整復を県民

- に周知し、そのための支援を拡充・強化すること。また「健康づくり研修会支援事業」等、企業と連携した研修会等へのあんま・はり・きゅう師と柔道整復師の派遣を積極的に推進すること
- (6) 電子処方箋導入補助など医療 DX 推進を進めるため、国の補助制度である「電子処方箋の活用・普及の促進事業」を実施すること

VII 産業労働部

1 多様な人材が活躍できる社会づくり

(1) 外国人労働者に対する適正な労働環境等の確保

外国人労働者が適正な労働条件等の元で安全かつ安心して就労できる労働環境確保に向けて関係機関と連携して取り組むこと。また、生活面などの相談窓口体制の強化や医療支援等の取組も強化すること。さらに、外国人雇用事業所等各関係機関と連携し、外国人労働者の県内企業へのインターンシップの実施など就労定着に向けた各種支援策を講じること。

2 働き方改革の推進

(1) ワークライフバランス等の推進

同一労働同一賃金の実現や長時間労働の是正、高度プロフェッショナル制度の適切な運用などに向けて、国の取組強化を働きかけるとともに、県として、有給休暇取得の促進、仕事と子育て・介護を両立させる環境整備を目指す企業の取組支援など施策の充実を図ること。あわせて、国の「三位一体の労働市場改革」と連携し、県内企業における構造的な賃上げと、成長分野への円滑な労働移動を促進するため、企業のリスクリミング（学び直し）支援を抜本的に強化すること。

(2) 職人育成のためのマイスター制度の創設

職人を目指す若者に対して公的に評価でき、目標としてモチベーションアップにつながる兵庫県版マイスター制度等の創設により後継者や人材育成に取り組むとともに、国に対してもマイスター制度の創設を働きかけること。

3 女性が輝く社会づくり

(1) 女性デジタル人材の育成などの就労支援

出産や育児等で離職し、再就職を希望する女性を支援するため、受入企業に対する助成金事業の周知・拡大や相談窓口の充実を図るとともに、起業や第二創業をめざす女性に対する支援を引き続き実施すること。また、女性の再就職や就業継続を支援するため各種セミナーの開催や相談を実施するほか女性デジタル人材の育成などに取り組むこと。

(2) 女性活躍の更なる推進

① 実効性ある計画等の実施

女性活躍推進法に基づく法定事業主行動計画の実施については、県が率先して取り組むとともに、民間企業における女性の積極採用、積極登用及び評価の取組の推進や女性活躍に向けた認定制度（ミモザ企業）の拡充に努め、その実効性を確保すること。

② 男女共同参画社会の実現

男女共同参画プランに基づき、主に女性の活躍推進に特化した、男女ともに暮らしやすい社会の実現をめざす取組を推進すること。女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育休取得促進などを総合的に推進すること。

4 若者の活躍を促す環境づくり

(1) 若者の活躍による地域活性化

① 能力開発の推進

新たな専門性を身につけたい人の職業能力開発や若年者雇用創出等のための公共職業訓練において、専修学校等の民間教育機関等を積極的に活用し、時代の変化・要請にマッチした教育プログラムの充実を図り、能力開発の推進を図ること。

② 大学との連携による地域貢献人材育成と県内企業への就職促進

地域連携・人材育成拠点となる施設の整備や、大学と連携した県内企業のインターンシップや交流の場を支援し、学生の県内就職を促進すること。

(2) 若者雇用対策の推進

① 県内就職者の奨学金返済支援事業の拡充

奨学金の返済負担をできるだけ軽減し、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着をさらに促進するため、支援期間の延長や企業負担を見直しするなど奨学金返済支援事業の拡充を図ること。

② A I 、 I o T 、 プログラミング等の I T スキルの習得支援

今後 A I やプログラミング等 I T 系人材の大幅な不足が予測されていることから、実践的な I T スキルを習得した人材を重点的に育成する取組を強化すること。

③ 高校生をはじめとする若者の就労支援の強化

「わかものハローワーク」「地域若者サポートステーション」などの連携体制を強化するとともに、特に高校生においては、キャリア教育の推進や民間企業での就労体験等を通じて、社会人として必要な知識や技能などを習得させ、正規雇用に結び付ける活動を強化すること。

④ 若者の転出超過に対する支援強化

転出超過となっている 20 代の若者に対する雇用促進を図るとともに、若者に魅力ある企業誘致や県内企業とのマッチング強化を促進すること。

(3) 若者の起業支援

① 起業家教育の充実

起業家精神の醸成を図るため、起業家との出会い作り、起業体験や実学重視の教育といった「起業家教育」を充実させること。また各市町が行っている起業家育成に関する先進的な取組がある場合は積極的・有機的に連携すること。

② 起業のトータル支援

起業をしていくための「リソース」面での支援を充実させていくために、不動産担保ではなく事業計画を重視した融資にシフトし、起業支援組織が協働して支援を行うとともに、起業支援策について広報の工夫をすること。また、行政の信用力を活用した販路開拓の支援や、行政課題解決の業務発注等による支援などを行うこと。

5 視覚障がい者の雇用・就業・定着の推進

視覚障がい者の職場適応訓練の実施について、県内で視覚障がい者が職業訓練受講できる体制を整備すること。

また、視覚障がい者の自立促進の為に「音声パソコン訓練」ができる施設の拡大

と支援体制の充実に必要となる予算増額を国に要望すること。

6 観光立県の推進

(1) 訪日外国人観光客等の受入れ体制の強化

外国人観光客の誘客に向け、兵庫五国の多様な自然、文化、食等を「日本の縮図」としてアピールして大阪、京都との差別化を図り、フィールドパビリオンなどの体験型コンテンツを継続的に充実させ、多言語対応の観光案内、無料の公衆無線LAN環境の整備、ハラール(イスラム法において合法な食品など)の導入促進、県内移動のアクセスの充実等により、インバウンドの大幅な需要拡大に結びつけること。また、県立の観光施設やフィールドパビリオン等において、外国人材を積極的に登用し、外国人のニーズに合った企画や案内の充実等を図ること。

(2) 観光資源開発の推進

① 六甲山地域の活性化の推進

有馬温泉を含めた六甲山地域をアーバンリゾートとして位置付け、民間のアイディアやビジネスモデルを活かし、様々なアクティビティが楽しめる施設等の充実を図り、その魅力向上に神戸市と連携して取り組み、神戸観光の目玉となるよう六甲山地域の活性化を推進すること。

② 「温泉」を生かした観光振興策の充実

有馬温泉、城崎温泉、湯村温泉、洲本温泉など、本県の主要な観光資源である「温泉」をいかした観光振興策を、各地の観光協会などと連携を深めながらさらなる充実を図ること。

③ 全国初の条例に基づく、さらなるユニバーサルツーリズムの促進

全国初となる「ユニバーサルツーリズム推進条例」に基づき、ユニバーサルツーリズムの推進をさらに強化し、高齢者・障がい者など誰もが旅行を楽しむことができる環境を力強く整備すること。

④ 近隣自治体と連携した取組

徳島阿波おどり空港をはじめ、岡山空港や鳥取空港などの近県の空港利用者の入込みルートの開拓、瀬戸内海の観光スポットと連携した振興策、山陰海岸ジオパークを含めた日本海沿岸ルート開拓、丹波観光振興を京都府と連携して強化するなど近隣各府県と連携した取組を強化すること。

⑤ 日本遺産を活用した観光振興への支援

日本遺産を活用して複数の自治体が連携して取り組む情報発信やツアーの

企画等の広域的な観光振興への支援を行うこと。

⑥ 瀬戸内海におけるクルーズツーリズムの促進

インバウンド旅客を、県内周遊観光に導けるよう瀬戸内海におけるクルーズツーリズムなど新たな観光ツーリズムの創出に取り組むこと。

⑦ 中長期的な視点での観光プロモーションのさらなる強化

2030年「神戸空港の国際定期便の就航」に向けての総合的な観光プロモーションを中長期的な観光振興の視点で展開すること。

⑧ 兵庫県の観光振興推進体制

観光振興における県やひょうご観光本部、せとうちDMOなど広域観光振興組織、各市町等の多様な主体の役割分担を明確にして、着地コンテンツ開発や広告プロモーション、旅行商品化に対して、効率的、効果的に取り組める体制を整えること。

⑨ 高速舞子などの主要なバスストップのリニューアル推進

淡路島への交通結節点として重要な役割を果たしている高速舞子バスストップと淡路島各地の主要な高速バスストップにおける関連設備や行先案内などのリニューアルを関係各所と連携して検討し、実施することで観光資源の強化に努めること。

7 中小企業の振興

(1) 物価高騰等への支援

最重点要望事項

世界的な原材料の高騰や米国の通商政策、長引く円安による影響等が非常に大きい企業等に対する適切な支援を実施すること。また、今後の経済状況によっては、プレミアム付デジタル券「はばタンPay+」事業等により地域経済の活性化を図ること。

(2) 開発から販路開拓までの一貫支援

中小企業の優れた技術・アイデアを製品化し、日本各地そして世界の市場を取り込むため、工業技術センターや大学等と連携した研究開発や新分野進出から、確固たる販路を有する企業間連携等による販路開拓まで強力に一貫支援すること。

(3) 空き店舗の活用や店舗の再編などを通した商店街の活性化を推進

空き店舗の活用や店舗再編の促進など、商店街の競争力強化に向けたさらな

る支援を行い、商店街の活性化に努めること。

(4) 経営支援の充実・強化

① DX化の推進などによる経営基盤の強化の援助

労働生産性の向上を図るDX化の導入促進や、円滑な事業承継のサポートなど、中小企業が持続的な発展ができるよう各機関と連携し、サポートの体制を強化すること。

② 中小企業関係施策の十分な周知の推進

多様な中小企業施策の周知が十分に行き届いていないことから国・県・市町ごとに「見える化」する取組を促進し、事業者の立場に寄り添った施策の周知徹底を更に強化すること。また、施策を利用した企業の活動を動画等で広報するなど発信力を強化し、各地の中小企業のチャレンジを喚起すること。

③ 経営安定化に向けた金融面でのさらなる支援強化

制度融資や信用保証においては、新規事業や新商品の将来性を評価するなどの要件緩和を進めるとともに、過去に一時的な滞納がある中小企業においても、現在の返済状況や経営実態を考慮した上で、柔軟な信用保証対応などが図られるよう指導すること。また、コロナ禍で資金繰りに行き詰った中小企業・小規模事業所が円滑に金融機関や商工会等と連携し、新たな融資が受けられるような伴走型支援の融資制度を力強く推進すること。

④ 経営指導員・経営支援員の設置定数の発展的な見直し

経営指導員などの設置定数について、県の重要施策であるSDGsや女性活躍に関する目標の達成度合や商工会議所・商工会の意見を踏まえて柔軟に見直すこと。また、人件費補助単価においても県の給与水準と連動させる仕組みを構築すること。それらに必要とする財源については、国に強く要望すること。

⑤ 皮革排水処理経費に対する財政支援等

皮革排水処理が、河川周辺の住環境のみならず、瀬戸内海全体の環境保全に大きく寄与していることを踏まえ、県の皮革排水特別対策費補助金の増額や、新たな支援制度の創設等による市町の財政負担の軽減、皮革産業全体に対する総合的な振興施策の実施について検討するとともに、国へ要望すること。

8 未来を拓く基盤づくり

(1) 県内産業の就労構造の転換支援

生産年齢人口が減少する中、建設業や農業、介護等あらゆる分野で人手不足が深刻化していることから、「人手不足問題対策会議」が中心となり、各現場の

課題に即した施策提案・戦略立案を力強く推進し、県内産業の就労構造の転換支援を行うこと。

(2) S D G sへ取り組む企業の支援とさらなる普及啓発の推進

大企業を中心に S D G s の取組が広く浸透する中、県内企業に対しても、「ひょうご産業 S D G s 宣言事業・認証事業」をさらに推奨するなど、 S D G s の普及啓発を行い、その達成に向けて取り組む中小企業を支援すること。

(3) 兵庫の強みを生かした産業力強化の取組

① 企業誘致の促進

本県が誇るものづくり産業の集積や、世界的な科学技術基盤であるスーパーコンピュータ「富岳」、S P r i n g - 8、S A C L A、マイクロソフトのA I ラボ等を活用した次世代産業創出の支援を強化するとともに、これらの強みを生かして県内への企業誘致を更に促進すること。

② 地場産業の振興

県内各地の地場産業の振興に向け、ブランド化やそれぞれの产地特性や課題に応じたきめ細かい支援を行うこと。

(4) ものづくり産業を支えるデジタル人材の育成

① デジタル人材のさらなる育成支援

労働生産性の向上に不可欠であるデジタル人材育成のため、产学研官の連携を推進するとともに、職業訓練を実施する事業主への助成金の拡充、在職者訓練の充実などに取り組むこと。

② 中小企業・小規模事業者の I C T 導入支援

中小企業・小規模事業者の I C T 活用による事業拡大や新分野への参入を促進するため、中小企業・小規模事業者の I C T 導入費、維持費を支援すること。

(5) 元気な高齢者への就業支援

必要な I C T スキル習得など教育訓練の拡充や環境整備を行うとともに、高齢者の豊富な知識・技能・経験等を活かせる在宅ワークも含めた多様な働き方による就業機会の創出、就業意欲のある高齢者とのマッチングを充実させること。特に、地域医療や介護分野への雇用促進等に対し官民挙げて努めること。

(6) 研究機関の機能強化

① 研究環境等の整備

研究機関における技術者、研究員の後継者育成や人材確保に向けた予算の拡充に努め、研究成果がさらに挙がる環境を整備すること。

② 工業技術センターの更なる機能強化

工業技術センターについて、県内技術支援機関の中核拠点として、中小企業のものづくり産業の競争力強化や兵庫発のオンリーワン企業の育成に寄与する取組など、時代のニーズにあわせ更なる機能強化を図ること。

(7) 酒づくり産業への支援

兵庫県が誇る酒づくりについて、ユネスコの無形文化遺産に日本の「伝統的酒造り」が登録されたことや、日本遺産に認定されている『銘醸地、伊丹と灘五郷』、但馬杜氏の文化等を活用し、県産日本酒のブランド化や、海外への輸出拡大に向けた支援のほか、酒づくりの文化の中心地として、酒と食を絡めた魅力発信等によるインバウンド誘客に結びつける取組を強化すること。

(8) 「K O B E C i t y型アジアンパーク」の実現に向けた支援

「K O B E C i t y型アジアンパーク」構想を通じて地域社会の活性化と観光産業をはじめとした地域経済の発展、アジアンコミュニティの活性化や多文化共生のまちづくりの充実を目的とした活動であることから、候補地選定や広報をはじめ県としてできる限り実現に向けた支援を行うこと。

9 産業労働部その他要望事項

- (1) 尼崎21世紀の森と尼崎運河を連携させ、観光の拠点化を図るための総合政策の推進
- (2) 皮革産業振興において、皮革排水特別対策費補助金の増額や製品のブランド化の推進など新たな支援制度等による市町への財政支援
- (3) 非常時のみ石油組合や地元業者に供給要請される片務契約について確実に供給できるよう病院等の供給先のタンク等の情報を共有すること

VIII 農林水産部

1 農林水産業の振興

(1) 収益性の高い農業の推進

① 兵庫県産品のブランド化

オリジナル品種を育成するとともに、オリジナル品種の生産・販売体制の確立と県民への周知を図ること。

② スマート農業の推進

スマート農業技術導入による競争力強化促進事業、ひょうご施設園芸産地競争力強化対策事業の推進すること。

③ 花き・果樹生産者の所得向上

ひょうごの花づくり推進事業やひょうご果樹産地好循環構築事業等の事業強化による競争力の強化、生産者の所得向上を図ること。

(2) 農業生産基盤の整備・保全

① 農業農村整備予算の所要額とその執行体制の強化

国の農業農村整備予算および県予算における所要額を確保するとともに、その予算の円滑な事業執行のために土地改良事務所・センターの体制強化や県技術職員の確保・育成を図ること。

② 基幹的農業水利施設の補修・更新整備の推進

基幹的農業水利施設の補修・更新整備に対する全額公費負担や施設の維持管理費に対する補助拡充等を国へ働きかけるとともに県独自策を創設すること。

③ 地域計画の策定支援の継続

法定化された地域計画について、対象地域における令和7年度末までの策定が困難となる市町に対し、令和8年度以降も引き続き策定に向けた取組を支援するとともに、策定済地域における計画の実現に向けた取組についても継続的に支援すること。

(3) 環境創造型農業の推進

① 有機農業の推進

S D G s や国のみどり食料システム戦略を踏まえ肥料利用低減や有機農業転換の推進など環境創造型農業・有機農業の取組拡大を推進すること。

② 有機農産物の消費拡大に向けた新たな流通網などの構築

外部有識者等による検討会の意見なども踏まえ、学校給食などへの食材提供

など有機農産物の流通・販売等の新たな体制構築を図ること。

③ 耕畜連携の推進

輸入飼料や肥料への依存度を下げ、家畜堆肥の利用を推進するための設備・機械の導入を推進し、飼料・肥料の使用低減を推進する生産者を支援すること。また、地域内資源の循環利用を促進するため、堆肥の品質向上技術の導入を推進すること。

(4) 農林水産技術の開発・普及の推進

A I や I o T 、ドローンといった先端技術の導入によるスマート農業の推進や経営力強化につながる生産性向上、ブランド力強化につながる品質向上技術の開発、地球温暖化に対応する主食用米の新品種開発に向けた官民共同研究を継続すること。さらに、地域農家が容易にアクセスできる技術支援プラットフォームを構築し、技術普及を加速させること。

(5) 担い手対策

① 多様な担い手の活躍

地域農業の担い手の法人化を進め、認定農業者を地域計画の中核経営体として育成するとともに、女性、若者、障がい者など多様な担い手の活躍を促進するため就農資金支援、研修や就農相談セミナー等の支援を図ること。さらに、農業法人が就農後も安定して経営できるためのフォローアップ体制を強化すること。

② 農業施設貸与事業の充実

生産性向上や省力化に寄与する環境制御型ハウス等において、アパート方式などで新規就農者の負担軽減を図るなど制度の更なる充実を図ること。さらに、地域コミュニティを活かした共同出荷や直売所の運営支援を充実させること。

③ 小規模農家への支援

小規模農家同士のグループを「新たな担い手」として位置づけ、機械導入経費への支援と希望される機械種別を拡大すること。また、作業受託のさらなる充実を目的とした事業者支援や、生産コスト上昇分を農産物販売価格に転嫁することへの理解醸成を図ること。

(6) 畜産の振興

① 畜産振興の総合的な推進

畜産物のブランド力や競争力を強化し、首都圏・海外への P R 活動の拡大、新たなブランド開発、技術開発の推進、後継者の育成などの畜産の振興に一層取り組むこと。

② 但馬牛の増頭に向けた取組の強化

需要に見合った但馬牛の供給を行うため、但馬牛の増産体制を強化するとともに、食肉処理製造技術者の育成を図る食肉学校を整備すること。また、県有環境林や空き施設の活用など、市町と連携し、増産に必要な農場の確保を支援するとともに、アパート方式牛舎の更なる整備を推進すること。

③ 但馬牛の遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止

但馬の畜産農家が家畜改良により 150 年以上守り育ててきた大切な遺伝資源(精液や受精卵)の国外流出防止措置を更に強化するとともに、関係機関と連携し取締りを強化すること。

(7) 酪農の産業競争力強化

生産者、農協、食品企業等とクラスター協議会によるプラント等の設備整備支援や、収益力向上に取り組む地域ぐるみの体制の構築、特徴ある飼料を活かしたブランド化、効率的な酪農経営のための協業化や法人化、民間企業参入による農場の規模拡大、労働環境改善による新たな担い手確保を推進すること。

(8) 林業の振興と森林環境保全の推進

① C L T (直交集成板) などの普及

C L T (直交集成板) など新たな木質材料工法を普及させるために、技術面や人材育成等の課題解決に取り組むとともに、県内の公共施設や民間建築物における県産木材利用等への支援策を促進すること。

② 発電設備導入の支援

企業や市町等が取り組む、県内の未利用間伐材や林地残材による木質チップ製造や木質バイオマスを活用した発電設備導入を支援し、再生可能エネルギーの普及・拡大に努めるとともに、資源循環型林業の構築を加速させること。

③ 森林環境保全整備の推進

間伐面積の確保や森林の有する多面的機能発揮のための森林整備に必要な予算確保を国に求めること。あわせて、国庫補助対象とならない場合における県独自の補助制度を継続すること。

④ 集落支援と豊かな森づくり対策の継続実施

野生鳥獣が奥山で生息できるよう、森林動物研究センターや農林振興事務所による支援や民間専門家派遣、バッファーゾーン・防護柵の設置等の集落支援とともに、奥山の人工林を広葉樹林に転換して野生動物の生息環境の改善に取り組む豊かな森づくり対策を継続すること。

⑤ I C T 技術を活用したJクレジットの展開拡大

I C T 技術を活用して J クレジットの展開拡大を図るために、技術者の育成や

モデル地区での実践、ＩＣＴ機器等導入を更に支援していくこと。

⑥ 分収造林地における森林管理への支援

分収造林事業の債務整理を着実に進めるとともに、今後進められる新たな管理手法については解約後の分収造林地のみでなく他の民有林も含めた土砂災害対策や獣害対策、花粉症対策など幅広い視点から土木部、環境部とも連携の上推進すること。また、市町に対して適切な財源措置と専門人材の派遣等を実施すること。

(9) 水産の振興

① 県産水産物の消費拡大

首都圏へのプロモーションや、量販店等での対面販売、漁港での直販活動により、漁業の収益性向上を図るとともに、学校給食等への食材提供など県産水産物の生産・消費拡大を促進すること。

② 栄養塩類増加措置の更なる推進

豊かな海の実現に向けて、引き続き通年での栄養塩類増加措置の実施や増加措置実施者の追加など陸域からの栄養塩類供給増加措置を実施すること。また、環境省の「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する告示」が令和7年2月に一部改正されたことを受け、適時適切な類型の見直し等を行えるよう、地域の実情に応じた水質の在り方の検討をすること。

③ 大阪湾奥部の流況改善等の推進

大阪湾奥部で滞留している豊富な栄養塩類が湾全体にいきわたるよう、播磨灘から大阪湾の流況をシミュレーションし、流況改善や排水の沖合放流、護岸・防波堤の改良などの施策を関係府県と連携して推進すること。

④ 漁業者の育成

経営感覚に優れた漁業者の確保を図るため、研修制度の充実や漁船の貸与など、漁業者の育成に努めること。特に、県が行う漁業施設貸与事業の拡充を図るとともに、漁船リース事業や機器導入事業の拡充を国に強く要望すること。

⑤ 水産技術センター等の研究体制の充実

県立水産技術センター(明石市)等における高水温耐性等の海苔の品種開発、下水処理場における栄養塩類増加運転や施肥等の効果調査、新たな養殖の可能性など、研究員や予算を確保・拡大し、研究体制の充実を図ること。

(10) 農林水産物の輸出促進

品目別・国別の農林水産物等の輸出戦略により、神戸ビーフ・淡路島玉ねぎ・丹波黒大豆・朝倉さんしょ・コウノトリ育むお米など、兵庫の食文化・食産業のグローバル展開を加速させ、輸出エリアや輸出量の拡大を図ること。

(11) 「県産県消」の推進

① 県産農林水産物の県内消費の促進

「おいしいごはんを食べよう県民運動」及び米飯学校給食の推進を図るとともに、学校給食に県産農水産品を積極活用できるよう市町への支援強化を図るなど、県産農林水産物の県内消費を促進すること。

② 「ひょうご食品認証制度」を活用した県産農林水産物の消費喚起の取組強化

「ひょうご食品認証制度」について、安心ブランド、推奨ブランドといったブランドが県民に浸透しておらず、販促に結び付いていないことから、消費者への県産農林水産物の消費を喚起する取組を強化すること。

2 農林水産部その他要望事項

- (1) 漁業経営セーフティーネット構築事業の継続・強化、省エネ機器等導入推進事業の継続と所要予算の確保、さらには、軽油引取税の免税措置の恒久化にかかる国への働きかけ
- (2) 里山再生のため森林組合、森林所有者等が行う適切な施業や路網整備並びに伐採木の利活用の促進に向けた機械・設備整備への財政的な支援の拡充
- (3) 針葉樹林の間伐と広葉樹林化の推進による里山再生の促進
- (4) 淡路島で整備が遅れているほ場の整備、作物の収量増や品質向上に効果のある地下かんがいシステムの導入や暗渠排水の推進
- (5) 食肉処理技術の指導者養成・後継者育成を行うための施設の加古川食肉市場への整備推進
- (6) 土地改良法改正に伴う貸借対照表の導入などへの対応について土地改良区の運営支援を強化すること
- (7) 緊急浚渫推進事業の事業対象に自治会や水利組合が管理する施設も対象とするよう市町への支援を検討するとともに、国へも事業債の要件緩和を求めていくこと
- (8) 但馬地域のズワイガニ漁について、漁業者間とのさらなる調整を進め、整備済み養殖場の保護区域をはじめとする資源管理などをさらに進める、安定した漁獲・供給およびズワイガニ資源の維持回復への引き続きの取組を続けること
- (9) 県内の小中学校等の給食に、県産水産物の提供を更に支援すること
- (10) アユの餌となる苔への悪影響を防ぐため、揖保川上流部において作業道整備等を実施する際には、河川に土砂を流出させないよう事業者への指導を徹底すること

- (11) 森林保全における課題に対応できるように、森林整備事業の補助対象樹種の拡大等を国に要望すること
- (12) 赤穂市田端・上浜市地区、新田地区のほ場整備事業を円滑に推進すること
- (13) 農業用水路の整備では、生態系に配慮した工法の採用を進めるとともに、「農都のまほろば水路」の取組を県内各市町に普及促進させるなど環境創造型農業の取組拡大を推進すること

IX 環境部

1 持続可能な環境の構築

(1) 多様な再生可能エネルギーの普及と地産地消の推進

大規模太陽光発電に偏らず、小水力発電やバイオマス発電、風力発電等の多様な再生可能エネルギーによる発電導入を積極的に進めるとともに、地域エネルギー会社の設立支援等によりエネルギーの地産地消を促進すること。

(2) 環境先導社会の実現に向けた取組

① 地球温暖化対策の強化

兵庫県地球温暖化推進計画に基づき、温室効果ガス削減目標を達成するため、カーボンフットプリントなどによる温室効果ガス「見える化」や県民のライフスタイルの転換を目指す「1.5°Cライフスタイルプロジェクト」などの取組を加速させること。

② 水素社会の実現に向けた強力な推進体制の構築

次世代高効率水素発電の本格導入に向けた研究開発や水素サプライチェーンの構築、燃料電池車の普及等を県独自で基金を設置するなど、継続的かつ強力に推進し、環境に優しい水素社会実現に向けた取組を強化すること。

③ 生物多様性の保護

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30目標）に向けて市町と連携し、保護地域の拡張等のあらゆる取組を加速させ、生態系を保護・回復するための具体的なシステム開発を推進すること。

④ 食品ロス削減の推進

「食品ロス削減推進法」の趣旨に基づき、県の計画・目標を明確にして「県民運動」として積極的に取り組むこと。また、3010運動の更なる推進やこども

食堂や福祉団体などと連携したフードドライブ運動の支援を強化すること。

⑤ 海洋ごみ対策の推進

県民へ「身近なごみの管理が海ごみ対策につながる」ことを広く意識啓発するとともに、マイクロプラスチックの原因となる廃プラスチック類の排出抑制・リサイクルの推進を図ること。また、海洋ごみの着実な回収・処理のために、市町や漁業者と連携して漁業者が陸に持ち帰ったゴミ処理の仕組みに対して財政面も含め支援すること。

⑥ 効果的なリサイクルを活用したプラスチックごみ対策の推進

プラスチックごみ削減に向け、3R（リデュース、リサイクル、リユース）のさらなる徹底を図りつつ、ペットボトルの集団回収や「ボトルT O ボトル」などのリサイクルの取組の強化、さらに、ひょうごプラスチック資源循環コンソーシアムの展開などを通じ企業や市町などと連携した推進に努めること。

⑦ リサイクル建設資材の利用の推進

建設廃棄物より製造した再生砕石（リサイクル建設資材）の公共事業等による積極的な再利用を図ること。

⑧ 合併処理浄化槽への転換促進と法定検査受検率の向上

公共浄化槽制度の活用などによる単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進、特に、県所有施設における転換を促進すること。また、法定検査受検率の向上を強力に推進するため、設置者情報（個人情報）が利用できるよう国に申し入れること。

⑨ 家庭や中小企業での次世代太陽電池の導入の促進

少ない光でも発電が可能なうえ、従来は難しいとされた場所にも設置できるペレブスカイト太陽電池など次世代型太陽電池の研究開発の推進や家庭や中小企業などで導入促進されるよう支援すること。

⑩ 廃食油の資源化に向けた取組

家庭から排出される廃食油をS A F（持続可能な航空燃料）等への資源としての活用に向けた取組を、企業や市町と連携し推進すること。

（3）「P F A S」の情報発信強化

国内外の科学的知見等の収集や国の動向などを適切に把握するとともに、市町と連携し、P F A Sに関する透明性の高い正確な情報を県主導により県民へ分かりやすく発信すること。

（4）鳥獣被害対策等の推進

① 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害地域の拡大を防止し、その被害の拡大を抑制するため、県有林や県

管理河川に接する農地との境界に公費による防護柵を設置し、また、設置済みの防護柵・電気柵の維持管理、補修に要する費用を支援すること。

② アライグマ・ヌートリア対策

現時点では本県は市町が防除実施計画に基づき実施する捕獲・処分等に対し補助金により支援しているが、市町と連携して効果的な被害対策を考えるとともに、対策を強化するために、補助金を増額すること。

③ 狩猟者の確保等

有害鳥獣の適正管理のため、県立総合射撃場との連携を強化し、引き続き狩猟者の養成・確保に努めること。

④ ジビエ活用等による地域活性化

搬送・保存・加工等について広域対応を行う仕組みを構築し、捕獲個体を一時保管または焼却処理するための施設整備、シカ肉などの処理加工施設の整備、更に、回収・運搬に使う冷凍車の導入などを促進し、食肉やドッグフード、サプリメントに活用するなど、地域資源であるジビエ（シカ、イノシシなど野生鳥獣の肉）等を活用した地域活性化を図ること。

（5）有害特定外来生物侵入防止対策の推進

有害特定外来生物に対して、侵入初期段階での早期防除や定着阻止に向けた対策を推進すること。特に、港湾施設関係機関や輸入貨物荷受企業等への情報提供、県民への注意喚起など、国や市町と連携・協力を図り、積極的な調査、防除対策に引き続き取り組むこと。

（6）ナガエツルノゲイトウ対策の推進

試験研究機関、専門家とも連携して、発生地域での駆除・拡散防止に向けた予算の確保や協力体制の構築など、特定外来生物対策本部による対策を加速させること。また、駆除方法や駆除後の処理方法（堆肥化など）など民間のノウハウや他府県の先進事例も積極的に取り入れた対策を推進すること。

（7）クビアカツヤカミキリ対策の推進

日常のモニタリングによる早期発見や、確認時の早期防除を徹底するため、クビアカツヤカミキリについての周知を強化し、理解促進を図り、被害拡大の防止に努めること。

（8）県立自然公園の魅力発信

県立自然公園の魅力を国内外に発信し、利用を促進するためにバリアフリーーやアクセス改善など、誰もが安心して自然に親しめる環境整備すること。

2 環境部その他要望事項

- (1) 兵庫県鳥獣保護区等位置図を電子地図化や地図アプリ化により有効に活用すること。

X 土木部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 社会基盤インフラ整備の推進

① 密集市街地における防災対策推進

防災上の課題のある密集市街地については、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、地域住民の合意形成等を促す環境を市町とともに醸成し、老朽家屋の建替等による耐火性や耐震性の確保、避難・延焼防止及び消火救出活動に有効な公共施設や防災施設の整備、狭隘道路の解消を推進し、防災機能の向上と共に、住環境を改善し、安全性と暮らしやすさの両立を目指したまちづくりを進めること。

② 耐震化の推進

建築物の耐震化を加速させるとともに、大規模多数利用建築物については早期に耐震化を終了させること。また、事業活用が低調な中規模・小規模多数利用建築物についても引き続き実態を把握し、市町と連携し耐震化を進めること。

③ 県民生活を支えるインフラの維持管理、財源の確保

道路補修や除草などに係る県単独事業費の一層の充実を図ること。また、インフラ施設点検業務の品質を向上させるため、インフラ調査士などの資格を有する者の配置を義務付けること。

④ 「津波防災インフラ整備計画」の推進

南海トラフ地震に備えた本県独自の「津波防災インフラ整備計画」を着実に推進し、防潮施設、避難支援施設、防災意識啓発施設などを含め防災インフラ整備を計画的・効果的に進めること。

⑤ 日本海津波防災インフラ整備の推進

日本海津波防災インフラ整備については、日本海側で発生する地震に備えた津波に対応する「日本海津波防災インフラ計画」に基づき、関係市町の意見や

要望等を踏まえ、必要な河川堤防の嵩上げ、防潮堤整備など実効性あるハード対策を推進し、今後も計画的かつ着実に津波対策を進めること。

⑥ 高潮対策の推進

高潮、高波対策については、「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、防潮堤等の嵩上げ、水門・排水機場の万全な整備を今後も計画的、効果的に進めること。

⑦ インフラDXの推進

生産性向上とインフラ建設・維持管理の効率化、デジタル社会に適した働き方改革を進めるため、先進地域の事例を基にインフラ分野のICT・DXを推進すること。

(2) 自然災害等への対策

① 局地的大雨等地域災害への対策

校庭貯留、浸透施設の整備などの流域対策を進め、土砂災害対策、地下街への浸水防御などハード整備を集中的に進めること。

また、県民の自助行動を喚起させるため、地域特性や浸水実績を踏まえた内水ハザードマップの作成・公表を市町へ働きかけるとともに、県のCGハザードマップの周知徹底、活用を一層推進すること。

② 河川整備、流域対策の推進

地域総合治水推進計画を着実に実行するとともに、その整備実績、効果等について県民に広く周知すること。また、河川対策アクションプログラムの主な箇所以外についても、事前防災の観点から河川改修、堆積土砂撤去、樹木伐採等について地元要望を踏まえ適切に推進すること。

③ 土砂災害対策の強化

第4次山地防災・土砂災害対策計画に基づき、治山ダム・砂防えん堤、急傾斜崩壊防止施設等の整備を促進するハード対策とともに「減災のためのソフト対策」を促進、県独自のシステムである土砂災害警戒情報を補足する「箇所別土砂災害危険度」の活用推進、未導入市町へのシステム導入の促進、出前講座等の防災教育への支援拡充にも取り組み、総合的な土砂災害対策を推進すること。

④ 障がい者等にも対応したハザードマップの整備・促進

視覚障がい者や高齢者等がハザードマップを音声で聞くことができ、安心して活用できるよう整備・促進すること。

2 公共交通・バリアフリーの充実

(1) 公共交通の維持・活性化

① コミュニティバス支援制度の拡充

地域住民の重要な移動手段である公共交通を維持・確保するため、市町等が運行するコミュニティバスに対する支援を継続・拡充するとともに、柔軟な運用が可能となるデマンド型乗合交通の導入など地域の実情に沿った運行形態の普及促進に取り組むこと。

② タクシーを活用した移動困難者支援の充実

A I ・デジタル技術を活用した配車・相乗りタクシー導入支援や、ドライバー不足解消のため二種免許取得費用の助成、同免許取得ができる教習所の支援など、タクシーを活用した地域交通の機能強化を推進すること。

③ 地域生活路線の利便性向上

但馬地域と中国地方とを結ぶ J R 山陰本線・浜坂駅への特急列車の直接乗り入れ及び播但線の全線電化の実現を、J R に対して引き続き強く働き掛けること。

④ 神戸電鉄粟生線への支援

地域住民の重要な交通手段である神戸電鉄粟生線の維持存続を図るため、鉄道資産の保有、維持・管理、更新等の固定的経費の負担軽減を基本とした維持存続策を推進するとともに、引き続き、国、沿線3市とともに、利用促進活動に取り組み、今後も必要な予算確保に努めること。

⑤ J R ローカル線維持・利用促進策への支援

地域住民の日常生活や観光交流など地域活性化に欠かせない重要な交通インフラであり国への支援策を強く求め「J R ローカル線維持、利用促進検討協議会」において取りまとめた利用促進策を着実に実施していくこと。

また I C O C A 等のキャッシュレス決済未導入の駅を解消し、利用促進を図るため、J R に対して働きかけること。

⑥ 路線バス維持・利用促進策への支援

県のリーダーシップのもと県・市町が連携し、バス会社に対する財政的支援及び利用促進など多角的な支援に取り組むこと。

⑦ 船員の確保に向けた取組

瀬戸内海と日本海に面する本県において、海上交通を支える船員の確保は重要な課題であるが、家庭と離れて仕事する特殊な労働環境に置かれる等の理由により若者の求職ニーズにマッチせず人材確保が困難となっている。県として船員の地位向上や船員確保につながる補助制度や、船員に対する住民税減免措

置の導入を創設する等船員の確保に資する取組を強化すること。

(2) バリアフリー化の推進

① ホームドア設置の推進

鉄道駅バリアフリー料金制度を活用してホームドアを設置するよう、鉄道事業者と協力して進めること。

② 高齢者・障がい者にやさしいタクシーの導入促進

ユニバーサルツーリズムの推進、観光施策の具体化としても重要であり、高齢者や障がい者の移動円滑化のために導入が期待されるUDタクシーの普及・導入に対する支援制度を創設すること。

(3) 点字ブロックの整備促進、点検、改修

① 特定道路等の踏切への点字ブロック設置

視覚障がい者の安全確保を図るため、国土交通省の「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」改定に伴い、鉄道事業者と連携し特定道路等の踏切への点字ブロック設置を早期に整備すること。

② 点検・改修等の整備促進

県内のバリアフリー化を推進するためにも、県が管理する道路等の点字ブロックを早期に点検・改修等の整備を促進すること。併せて、市町等管理部分との接続部等含め、県内の問題のある点字ブロックの点検を県が先導し、早期に点検・改修等の整備を促進すること。

(4) 視認性の低い交差点名標識の更新

交通安全の確保を図るため、県内全域の交差点名標識について、老朽化や汚損による視認性低下の状況を把握すること。視認性の低下が確認された標識については、速やかに新しい標識への更新を行えるよう、予算を確保すること。

3 道路交通網の整備

(1) 道路ネットワークの充実・強化

① 基幹軸道路の早期整備

高規格道路のミッショングリンク解消のため、北近畿豊岡自動車道や山陰近畿自動車道などの基幹軸道路の整備を促進すること。

② 大阪湾岸道路西伸部の早期整備

関西・神戸の創生につながる大阪湾岸道路西伸部（9期）の早期整備に向けた国直轄道路事業の予算確保及び事業促進を国に要望すること。

③ 名神湾岸連絡線の整備

早期整備に向けた予算確保及び有料道路事業導入による早期整備を国に働きかけること。また、事業を円滑に進めるため、地域関係者に丁寧な説明を行い移転対象となる企業への在り方検討について支援するとともに、設計段階から専門家・西宮市などと十分に協議して事業を進めること。

④ 播磨臨海地域道路の整備

播磨臨海地域道路の早期事業化の着手に向け、国に働きかけること。

⑤ 地域基幹道路の整備促進

未整備区間の早期整備や渋滞解消対策、街路網の整備、歩道の整備、問題踏切の解消をはじめ、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路として整備を進めること。

⑥ 高速道路料金の割引格差是正

本州四国連絡高速道路の料金割引については、観光振興、物流対策、通勤利用などの観点から大口・多頻度割引や、淡路島内住民利用割引などを引き続き国・事業者に対し求めること。

⑦ 播但自動車道等の料金設定の見直し

播但自動車道および遠阪トンネルについては、計画的な整備、修繕、橋梁耐震対策に取り組み、通勤や日常生活における利便性を向上させるため、利用しやすい料金設定の検討を進めること。

4 関西3空港・神戸港の発展

（1）空港・港湾の機能強化

① 神戸空港・伊丹空港の機能拡大

神戸空港については、2030年までに国際定期便の就航を目指して、国際化に向けた機能強化を進めること。また、就航路線のさらなる拡大や、空港アクセスの強化、プライベートジェットの受入推進など、需要拡大に向けた取組を推進すること。さらに、伊丹空港における国際便運航制限の緩和についても、その実現に向けて関西3空港懇談会での協議を一層加速させること。

② コウノトリ但馬空港の東京国際空港直行便の開設

コウノトリ但馬空港から東京国際(羽田)空港への直行便の開設に取り組むこと。

③ 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の競争力強化

国際コンテナ戦略港湾・阪神港について、物流、産業拠点となる港湾機能の強化を進め、ハブ機能強化に向けたインフラ整備への集中投資と集荷機能強化への支援を国へ強く求めること。

また、カーボンニュートラルポート形成に向けた取組を推進するため、阪神港と県管理港における内航フィーダーによるモーダルシフトの推進、陸送から海上輸送へのインセンティブ付与等、環境や安全面に配慮した利用しやすい港湾施設等の整備を進めること。

④ フェリー・旅客船の維持・存続のための支援策

燃料費高騰などにより、コロナ後も引き続き苦境に陥っているフェリー・旅客船事業者に対し、港湾使用料の減免や燃料費高騰対策に取り組むこと。

5 県内建設業者・運輸事業者の振興

(1) 県内建設業者の振興と担い手確保

① 社会資本整備の計画的推進と工事発注の平準化

今後とも社会資本整備の計画的推進、公共事業予算の安定的確保に努めるとともに、限られた人材を有効活用できるよう債務負担行為を積極的に活用して、更なる工事発注平準化の取組を強化すること。

② 若年入職者の確保・育成

建設業における若年入職者の確保・育成のため、国の実施する「建設労働者緊急育成支援事業」の事業期間の更なる延長を要望すること。

③ 県内企業の公共工事受注機会の確保

県下中小企業が公共工事受注機会を確保できるよう、分離発注等による入札・契約制度の運用、技術・社会貢献評価制度の更なる拡充、予定価格の適正な設定、事前調整の徹底による工事の一時中断の防止並びに昨今の原油高、資機材の高騰に対する適切な設計金額、工期への反映、週休2日制度の取組を推進できるような円滑な工事施工について特段の配慮をすること。

特に設計業務については、入札参加率が50%前後で推移していることから、さらなる入札機会の確保と対象業務の拡充を図り、県内企業の受注拡大が更に図られるように取り組むこと。

④ 公共工事設計労務単価の引き上げ

公共工事設計労務単価が配管工や左官、特殊作業員、鉄筋工、溶接工などの職種において近畿2府4県中で最も低くなっているため、県の公共工事において適切な価格による業務発注に努めるとともに、公契約条例を制定した上で単

価の引き上げや、国の調査の無効標本削減に取り組むなど公共工事設計労務単価の向上に努めること。

⑤ 物価情勢を考慮した設備予算の確保

昨今の急激な物価高騰により入札時点の見積価格と実際の施工時の価格に大きな乖離が生じている。インフレスライド条項に基づき価格上昇分を請求可能であるが、手続きが非常に煩雑であるため手続きの簡素化等を検討するとともに、物価情勢を考慮した設備予算を十分に確保すること。

⑥ 公共施設の設計機会の提供

公共施設の設計機会において、規模の大小に関わらず、県内設計事務をはじめ県内企業がプロポーザル方式の参入やJ Bへの参加なども含め、公平性と公共性を担保したうえで、広く機会提供されうるように努めること。

⑦ アウトソーシングの活用

電気工事免除交付業務など多くの都道府県がアウトソーシングしている業務は近畿圏では兵庫県のみが委託しておらず、積極的にアウトソーシングに切り替えること。

⑧ インフラ整備・維持管理におけるDXの推進

3次元モデル（電子データ）やICT建設機械、情報共有システム等の活用が進むよう、ハード・ソフトの両面から導入支援を強化すること。

（2）県内運輸事業者の振興

① 運輸事業振興助成金の全額支給

「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき運用されている運輸事業振興助成交付金について、法律上交付が努力義務になっているにも関わらず、全国で兵庫県と大阪府のみ全額支給されていない状況となっている。兵庫県トラック協会に対して現在10%減じられている運輸事業振興助成金を全額支給すること。もし支給できない場合は、財政状況だけを理由とするのではなく論理的な納得性のある説明を行うこと。

② 市街化調整区域における運輸営業用施設の設置

トラック運輸事業者は、自然災害対策や事業継続に向け営業所や物流施設等の移転・新設、または共同化や事業集約を進めようとしているが、施設整備等に必要な用地確保が困難となっている。市街化調整区域での営業用施設の設置がスムーズにできるよう、現在認められている特別積合せ貨物運送と同様に開発許可を不要とする等、より柔軟な運用、手続きの簡素化を図り、 トラック運輸事業者の施設整備がスムーズに進むよう改善を行うこと。

③ 燃油価格高騰への支援

急激な燃油価格高騰に対して、適切なタイミングと支援内容により、運輸事

業者の負担軽減を図ること。

6 通学路の安全対策の推進

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。

7 土木部その他要望事項

(1) 道路ネットワークの充実・強化

- ① 阪神間の南北主要幹線道路である都市計画道路尼崎宝塚線、国道176号名塩道路等の整備促進
- ② 国道176号「名塩道路」(生瀬工区及び東久保工区)の早期完成と、完成時期など事業見通しの公表
- ③ 国道2号「土山」交差点の改修整備の推進
- ④ 国道175号「東播丹波連絡道路」整備促進について西脇北バイパスの早期全線開通に向けた整備促進、調査中区間（西脇市黒田庄町から丹波市氷上地域間）の早期事業化を向け、国への働きかけと整備促進
- ⑤ 都市計画道路山手線と接続する三国塚口線の早期共用に向けた事業促進
- ⑥ 次期「ひょうごインフラ整備プログラム（阪神南地域）」に阪神尼崎南工区の前期（R6～R10）着手を位置づけること
- ⑦ 阪神尼崎北工区における、早期完成に向けた整備に必要な予算の確保
- ⑧ 「山陰近畿自動車道」のうち、「竹野道路」（仮）竹野IC～（仮）豊岡北JCT・ICの整備促進、「城崎道路」（仮）豊岡北JCT・IC～（仮）城崎温泉ICの事業促進、佐津～（仮）竹野IC間及び（仮）城崎温泉ICから府県境間の早期事業化
- ⑨ 県道等の整備
 - (ア) 尼崎市：尼崎西宮芦屋港におけるROROTerminal及びふ頭間連絡道路（東海岸町地区から末広地区）の早期整備、県道57号玉江橋交差点以南の拡幅及び南伸計画の早期決定と整備促進、（西宮豊中線）守部踏切の安全対策
 - (イ) 西宮市：笠屋町交差点の安全対策の早期実施、甲子園九番町交差点での渋滞する南北道への右折レーン・右折信号設置の早期整備
 - (ウ) 川西市：県道12号多田銀橋以南の拡幅計画と整備

- (エ) 加西市：国道 372 号（加西バイパス）の整備促進、県道三木宍粟線の整備促進について（西谷町～谷町、東高室～西高室）、県道下滝野市川線 釜坂峠のトンネル化
- (オ) 加東市：「ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画」に基づく神戸市中心部と北播磨地域を連結強化する「構想路線 F」の具体化、実現化
- (カ) 姫路市：県道白浜姫路停車場線（阿保橋西詰－東詰）の渋滞対策、国道 312 号（姫路天神前交差点）の渋滞対策、国道 2 号（市川橋以東）の早期事業化、国道 250 号（広畠地区）の 4 車線拡幅整備の早期事業化、国道 250 号（的形地区）の岩鼻踏切での渋滞対策や歩道・西浜川への歩行者専用橋の設置、（一）大江島太子線（下太田）の交差点改良整備の早期完了
- (キ) 相生市：竜泉那波線の整備促進、国道 250 号線（野瀬から相生 6 丁目まで）の歩道整備と視距改良整備促進
- (ク) たつの市：揖龍南北幹線道路（JR 姫新線大鳥踏切から吉島地区）の宍粟新宮線及び宮内バイパス第 1 ・ 第 2 の整備推進、国道 2 号線から龍野 I C 間（揖保町門前から龍野町大道）の全区間の 4 車線化、都市計画道路本龍野富永線（県道本竜野停車場線）の拡幅（歩道、自転車通行空間の整備）整備推進
- (ケ) 赤穂市：国道 250 号（坂越橋付近－南野中三叉路）の 4 車線拡幅整備事業化、高取峠のトンネル化、県道赤穂佐伯線（南工区）・県道高雄有年横尾線の整備推進、県道坂越御崎加里屋線の道路改良の事業化
- (コ) 宍粟市：国道 429 号線のバイパス化、養父宍粟線の拡幅改良、国道 429 号線の高野峠・志引峠のトンネル化、宍粟新宮線（宍粟市山崎町下広瀬）の交差点整備の推進、県道加美宍粟線・宍粟香寺線・田井中広瀬線のバイパス化、宍粟下徳久線歩道整備、宍粟新宮線（山崎町下広瀬）の交差点整備、県道岩野辺山崎線の歩道設置、引原ダム再生事業
- (サ) 上郡町：県道野桑有年停車場線（西野山－中野）道路改良及びバイパス整備
- (シ) 佐用町：国道 373 号線（上石井）の交差点改良、国道 179 号線（上月）の歩道整備、県道下庄佐用線（本位田乙）・県道上福原佐用線（佐用－福吉）・県道上三河平福線（庵－平福）・県道千種新宮線（真宗－志文）の拡幅改良整備の推進
- (ス) 香美町：香住村岡線（七日市地内）の歩道設置（II 工区）、大乗寺バイパス（香住区加鹿野～三谷・中野地区）の歩道設置の早期事業化、茅野福岡線・大谷バイパス（口大谷～中大谷地内）の早期完成、国道 482 号線「大谷バイパス II 期」の整備促進及び長坂地区における早期事業化

- (セ) 洲本市：洲本五色線、鳥飼浦洲本線、広田洲本線、洲本灘賀集線の整備促進
- (ソ) 南あわじ市：阿万福良湊線（丸山バイパス2期工事）の整備促進
- (タ) 淡路市：生穂育波線・室津志筑線・佐野仁井岩屋線・野島浦線の全線二車線化、富島久留麻線・尾崎志筑線の拡幅整備
- (2) 無電柱化の推進など、避難路の確保等の防災対策や良好な景観の形成等に向けた道路整備の推進
- (3) JR新長田駅への快速電車停車実現と東口改札の復活に向け、神戸市と連携したJRへの働きかけの強化
- (4) JR山陰線（城崎温泉駅～浜坂駅、浜坂駅～鳥取駅）、加古川線（西脇市駅～谷川駅）、姫新線（播磨新宮駅～上月駅、上月駅～津山駅）、播但線（和田山駅～寺前駅）の増便、JRの利便性向上等についての関係機関への働きかけの継続
- (5) JR浜坂駅周辺の環境整備バリアフリー化（エレベーター設置・段差解消）
- (6) 阪急武庫川新駅の早期整備に向けた関係機関への支援
- (7) 尼崎南部工業地帯における駐車場の整備促進と道の駅の整備
- (8) フェニックス事業用地の分譲等の南部地域の活性化
- (9) 尼崎の森中央緑地整備計画における第3工区の早期整備
- (10) 尼崎運河沿いにおける尼っ子リンリンロードの老朽化対策及び尼崎21世紀の森サイクリングロードの整備
- (11) 阪神タイガース2軍球場移転に伴う県道整備等に対する予算措置への支援
- (12) カーテン及びカーテンレール・ブラインド等の納入について、設置工事を伴うため、工事の請負として扱うとともに、入札最低制限価格を設定
- (13) 浸食が進む淡路島の海岸（特に、厚浜海岸、西浦海岸）の回復と保全の国への働きかけ
- (14) 大阪湾ベイエリアと津名港・交流の翼港とを結ぶ航路開設への支援
- (15) 明石港の公共ふ頭及び展望公園をはじめとした明石港周辺の再整備促進
- (16) 姫路港（広畠地区）国際物流ターミナル整備事業の早期完成、姫路港旅客ターミナルエリア再編整備事業の早期推進、家島港（網手地区）物揚場・防波堤整備の早期整備
- (17) 姫路市の的形排水機場・大江島排水機場の早期更新を実施
- (18) 河川等のインフラの整備
- ① 猪名川及びその支流の河川整備の推進（万善橋周辺の浚渫）
② 千種川及び加里屋川の河川整備の推進
③ 鞍居川の河川改修事業の推進
④ 洲本川、都志川、鳥飼川水系における河川の適正な維持管理

- ⑤ 群家川、山田川、志筑川等の浸水対策
 - ⑥ 菅野川河川改修の推進
 - ⑦ 市川、夢前川、船場川（手柄工区）水尾川、八家川の河川整備の推進
 - ⑧ 野田川、八家川の排水機場のポンプ増設
- (19) 新温泉町の図書館周辺の冠水対策を早期に推進（旧味原川の岸田川合流点の桶門）
- (20) 相生市山手地区での砂防工事の早期事業完了

XI まちづくり部

1 命を守るインフラ整備の推進

(1) 「空き家」問題への対応

① 空き家への住宅用地特例の適用対象の適正化

固定資産税及び都市計画税に関する住宅用地特例の適用除外措置について、空家特措法に基づき勧告がなされた特定空き家等に限定せず、それ以外の空き家にも市町が積極的に適用除外を可能とすることを国に強く要望すること。

② 空き家対策の推進

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家対策を総合的に推進できるよう、「空き家発生予防手引」を市町や各種団体等を通じて啓発すること。また、空き家バンクの周知や登録する際、相続の確定や境界の画定、図面の有無等の課題について、市町への指導を行うこと。

③ 既存住宅の有効活用

既存の住宅ストックを若年・子育て世帯の移住・定住の受皿や福祉拠点等として活用するため、市町(政令市・中核市含む)や関係団体と連携し、既存の住み替え支援制度を利用するため必要な改修への更なる支援等を促進すること。

④ 社会的ニーズを踏まえた県営住宅の活用

- (ア) 県営住宅での、「お試し居住」のさらなる推進のため、市町の定住支援策との連携を図りながら、県内への定住につなげること。
- (イ) 公営住宅のストックの有効活用など、県営住宅の目的外使用については、来年度改定の「ひょうご県営住宅整・管理計画」において、社会ニーズを踏まえ、柔軟かつ積極的に活用できるよう取組を進めること。

⑤ 住宅リフォーム等の推進

「空き家活用支援事業」、「古民家再生促進支援事業」の制度拡充を行い、市

町や関連団体と連携した取組を進めること。また、テレワーク、シェアオフィス、コワーキングスペース、シェアハウス等のさらなる活用につながるよう推進すること。(政令市・中核市含む)

⑥ 空家指定地域の促進と民間活用の強化促進

「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」による特区制度を活用する市町が増えるよう周知していくとともに、国に対しても市町負担の軽減が図られるよう強く要望すること。また、危険空き家の解体を促進するための助成制度の拡充と要件緩和を行うこと。特に宅建業を始めとする不動産関係の民間事業などと協定を結び事業委託するなど補助支援を創設すること。さらに、兵庫県建築基準条例第2条に適合する擁壁等の除却には莫大な費用が必要となり、空き家・空地として放置されているため現助成制度の補助額を拡充すること。

⑦ 市街化調整区域の見直し

土地の用途変更を円滑に進めるための組織体制を強化し、Uターンや民間投資を促進できるよう見直しを行うこと。

⑧ 不動産取引税の特例措置の拡充

買取再販で扱われる住宅の取得税に係る特例処置の申請要件の緩和、申請の簡素化、減免額を拡大すること。また、国に対して要望すること。

(2) 土砂災害特別警戒区域の対応策

土砂災害特別警戒区域の指定がされる中、危険住宅の移転等への補助を行う国の「住宅・建築物安全ストック形成整備事業」では、所有者の負担が大きいため、更なる補助額の嵩上げを国に要望するとともに、県においても補助額の嵩上げを行うこと。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の実施後の管理

急傾斜地崩壊対策事業を実施した箇所について、所有者が現地に住んでいないケースが増えていることから、県が危険性の有無を確認し、必要があれば土地所有者に適切に管理するよう通告する等の対策を実施すること。

2 まちのバリアフリーの充実

(1) 公共施設等のバリアフリー推進

「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化、段差のない歩道の整備、橋梁の歩道の確保、無電柱化による車いすや

ベビーカー等への歩行空間の確保、道路横断の安全確保を図ること。また、公営住宅等の建替事業によるバリアフリー化をさらに推進すること。

また、条例で、義務づけていない施設についてもバリアフリー情報の公表に努めること。

(2) 鉄道駅舎のバリアフリー推進

「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しない路線の駅については、複数路線の接続駅（和田山駅等）や市町の拠点駅（柏原・浜坂駅等）であるといった支援の対象要件を拡充し、県や市町の補助率をアップさせるなどにより鉄道駅舎のエレベーターやホームドアの設置等のバリアフリー化を推進すること。

3 まちづくり部その他要望事項

- (1) JR元町駅西口構外北側階段におけるエレベーターの設置
- (2) JR須磨駅南出口におけるエレベーターの設置
- (3) 21世紀の森にある神鋼桟橋を利活用したキャンプ場の整備等の魅力づくり
- (4) 公共施設・一定規模以上の施設・建築物等への二輪駐輪場整備の付置義務の推進
- (5) 民間シェルター等での一時保護が終了した、DV被害者やその家族が安心して生活できるよう、県営住宅への入居について許可するよう検討すること。
- (6) 外国人労働者やDVシェルターからの住替えなど、住宅確保や経済的困難を抱える者への支援として、生活困窮者の支援や地域コミュニティの活性化を図る団体等と連携し、尼崎市が実施している住環境支援事業（リーフル制度）を参考に県営住宅の活用を検討すること
- (7) 「所有者不明土地」の増加を防ぎ、適切な土地管理を行うために相続登記義務化が県民に浸透するよう周知徹底を図ること
- (8) デジタル化推進として宅建業における各種申請に入稿システムを整備するとともに入力項目を簡素化するなど国に要望すること
- (9) 業務実績にとらわれない、小規模案件での公共施設の設計機会提供（プロポーザル方式）の導入
- (10) マンション関係法の改正内容について、広く周知するためのセミナー等の開催に対する更なる支援
- (11) マンション管理法改正に伴い、「マンション管理適正化支援法人」の登録等により民間団体との連携体制の構築に取り組むこと
- (12) アスベストによる健康被害に対し、全国的かつ恒久的な健康管理制度の構築及び健康被害救済制度の更なる充実について、国に要望すること

- (13) アスベスト問題を風化させることのないよう、次世代へ継承するための取組に対して支援を行うこと
- (14) 解体予定のない継続的に利用する建築物について、アスベスト除去等の取組促進に向け、県の補助制度の創設を行うとともに、国に対して補助制度の拡充の働き掛けを行うこと
- (15) 神戸市等、都市部における県民みどり税の活用が広がるよう、緑化支援に対する対象や条件を緩和して、幅広い緑化関連事業を支援できるように制度を拡充すること
- (16) 2000年基準前の新耐震基準建築の木造住宅を加えた耐震化助成制度の拡充について検討を進めること

XII 出納局

1 出納局要望事項

図書類調達の際は、地域連携の観点からも地元資本の書店を優先し、入札によらず、定価での購入を基本とすること。

XIII 企業庁

1 企業庁要望事項

- (1) 淡路津名地区産業用地について、「あわじ環境未来島構想」の実現を目指した取組に沿った企業等のさらなる誘致促進
- (2) 産業団地の整備について、市場ニーズを的確に捉えリスクを判断した上で、ひょうご小野産業団地の県市共同方式を用い、需要を踏まえた開発を推進すること
- (3) 再生可能エネルギー事業へのさらなる取組など、SDGsの取組内容をより充実すること

XIV 病院局

1 持続可能な病院事業の運営

大幅な収支の悪化に対し各病院と病院局が一体となって不断の経営改善に取り組み、医療の質を落とすことなく、持続可能な病院事業の運営を行うこと。その際、物価高騰や賃金上昇等の社会経済情勢を的確に反映した診療報酬改定を国に強く求めるとともに、県としても必要な財政支援を講じること。

2 新型コロナウイルス感染症など感染症対策

次のパンデミックに備え、新興感染症発生時に迅速に専門病床を確保できる体制や、地域医療機関との連携体制を構築すること。

3 粒子線医療のあり方

令和9年度末で撤退が望ましいとされた粒子線医療センターについて、陽子線治療適応患者が県内で治療が継続できるよう神戸陽子線センターでの治療体制を拡充するとともに、重粒子線治療適応患者についても培ってきたノウハウ、治験を活かした治療が県内で受けられるよう、民間事業者等と連携した施設の設置・運営の可能性も検討すること。

4 病院局その他要望事項

- (1) 県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合病院における通院や救急搬送のための周辺整備
 - ① 老朽化した阪急電鉄今津線の阪神国道駅の再整備の推進
 - ② JR新駅設置と阪急電鉄今津線との乗り換えの利便性向上の検討
 - ③ JR神戸線の南北をつなぐ通路の早期着手
 - ④ 統合病院出入り口となる南側2号線東行交差点の整備
- (2) アピアランスサポート機能強化などサポート体制の推進を図ること
- (3) 全県立病院に、手話などで障がい者からの相談に対応できる受付コンシェルジュを配置すること
- (4) A I や I C T の積極的な活用など、最先端のがん医療への対応を図るとともに、患者ニーズに即した病床スペースの確保やアメニティの充実など、患者本位の病院となるよう、地元市・医師会とも連携しながら整備計画を策定す

ること

- (5) 県立こども病院にファシリティドッグを導入すること
- (6) パーキンソン病患者の多くが大阪府の病院に通院していることから県立病院において診療体制の診療体制の充実を図ること

XV 教育委員会

1 教育の充実

(1) 時代変化に適応した教育の推進

① 魅力ある県立高校づくりの推進

県立高校改革においては、複数志願選抜の入試制度の見直しや、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。また、県内在住外国人の増加に伴い「外国人生徒向け特別枠」の増加や支援体制を強化すること。

② I C T等を活用した新しい教育の推進

市町、学校、教員間において格差が生じないよう、I C Tを活用した指導方法についてスピード感を持って向上を図ること。教員の研修においてもI C Tを積極的に活用し、I C T教育のメリットを実感できるような研修を行うこと。

③ I C T環境の整備

専修学校・専門学校・フリースクール等への同様の支援やI C T環境維持管理経費への財政支援を国に要望すること。また、1人1台端末は多様な児童生徒の実情や特性に応じ、不可欠なインフラとして整備すること。

④ 小中一貫教育の推進

義務教育9年間の教育活動を理解した上で、学力の向上を目指し、「中一ギャップ」・いじめや不登校などの教育問題に対応するため、全県下に小中一貫教育を推進すること。県内3地域での小中一貫教育調査研究事業の成果を踏まえ、各市町における小中連携・小中一貫教育の取組を積極的に支援していくこと。

⑤ 多様な教育ニーズに対応できる中高一貫教育の推進

高校入試がない中高一貫教育のメリットを活かし、多様な教育ニーズに対応できる県立学校を増やし、兵庫県の教育レベルや教育の魅力を高める取組とすること。

⑥ グローバル人材教育の推進

語学教育の強化や国際交流機会の拡大等により、国際的に活躍できるグローバル人材育成の取組を強化すること。

⑦ 持続可能な開発教育の推進

「SDGs」（持続可能な開発目標）の考え方についての教育を充実すること。また、環境や多文化への理解を深める教育を行い、持続可能な社会を目指す国際的人材を育成する取組である「持続可能な開発のための教育」を実践するユネスコスクールについて、引き続き県内の中学校・高等学校へ周知及び普及促進を図ること。

⑧ 栄養教諭の配置促進

小学校及び中学校の県費負担栄養教諭については未配置校が多数存在しているため、養護教諭や食育担当教諭がアレルギー対応の責務を担っており、業務過重となっている。食育の一層の推進及び学校における食物アレルギー対応の充実のため、栄養教諭を全校に配置できるように定数の拡充に努めること。

⑨ 薬物乱用防止のための教育の充実強化

危険ドラッグや、一部の国等で合法化され罪悪感や危険性の認識の低下が指摘されている大麻などの薬物乱用防止のため、薬物に対する正しい知識、危険性を理解させるための教育を充実強化すること。

⑩ 主権者教育の充実

政治に対する関心を高め、政治的中立のもと、積極的に社会参加する力を育むため、教員の指導実践研究を検証しながら、初等中等教育における主権者教育を推進すること。

⑪ 社会保障制度に係る学習の推進

社会保険労務士による出張授業について、年金・介護・医療保険など、社会保障制度に係る学習の重要性、有用性を校長に周知し、出張事業の拡大が図られるよう更なる推進を行うこと。

⑫ 多文化共生社会の実現を目指す教育の推進

特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおる言動であるヘイトスピーチについて、いわゆるヘイトスピーチ規制法の趣旨に基づき、教職員が人権尊重を基盤に、多文化共生社会の実現を目指す教育を推進すること。

⑬ 子ども多文化共生サポーター派遣事業の拡充

来日して間もない外国人児童生徒の生活適応や、日本語指導が必要な児童生徒の進路保障に向けた学習支援・学習補助が十分に行えるよう、子ども多文化共生サポーター派遣事業の更なる拡充を行うこと。

⑭ 小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けた整備

プログラミング教育の現状を把握するとともに課題を整理し、教員の負担や児童の学習効果等について検証し、改善を進めること。

⑮ 学校外から講師を招いて行う授業にかかる経費の確保

消費者教育、がん教育、社会保障教育、献血推進教育等、専門家を招いて授

業を実施する場合の経費について、交通費や謝金等の予算を確保すること。

⑯ 部活動の地域展開に関する支援

部活動地域展開に関するコーディネーターの配置等により、学校部活動の地域展開に関する課題の解決に向けた伴走支援を強化すること。

⑰ 幼児教育センターの設置

幼児教育センターを設置し、幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行うこと。また、研修機会の提供や相談業務に取り組むこと。

(2) 教員の人材確保と教育力の向上

① 教員の能力向上対策と倫理観の醸成

教科指導や生徒指導における教員の能力向上のため、研修等の強化を図るとともに、教員による不祥事の根絶に向けた取組の強化と、高い倫理観と使命感の醸成に努めること。

② 教員の多忙化対策の強化

授業以外の事務や会議など、学校業務の改善に努め、学校における働き方改革を強力に推進すること。また、スクールサポートスタッフの積極的な活用を図るなどサポート体制を確立するとともに、DXによる業務の抜本的な効率化等に取り組み、これらに必要な財政支援を行うこと。

③ 教員の指導力向上

若手教員の教科指導・学級運営等の指導力向上のため、継続してベテラン教員や再任用教員を活用し、教科指導・学級経営指導員の充実を図ること。また、教育事務所に設置された「学校問題サポートチーム」の活動報告を、市町教育委員会・関係機関や学校との連携を強化し有効活用すること。

④ 外国人教員の主任・副主任への任用

教員の中で実質的にリーダー的存在として尽力している外国人教員を「主任」「副主任」として登用できるよう、柔軟な運用が行えるよう対応すること。

(3) 安全・安心な教育環境の整備

① いじめ対策の強化

「いじめ対応マニュアル」の周知徹底を図り、いじめやその兆候を早期に発見し、学校現場において迅速かつ適切に対処することができるよう、「学校支援チーム」や「市町スクールソーシャルワーカー配置補助事業」など各取組の効果ある実施を図ること。

② アレルギー性疾患対策の推進

学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの活用を徹底し、学校現場でのアレルギー性疾患対策を推進すること。

③ 県立学校の環境の改善

老朽施設の改築・長寿命化、特別教室・体育館・食堂の空調設備の設置とその光熱費の予算の拡充、洋式トイレへの改修とエレベーターの設置促進を図り、緊急時の避難所としての役割も考慮し、学校のバリアフリー化を推進すること。

④ コミュニティ・スクールの設置推進

子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの設置について、各市町に対し、積極的な働きかけを行うとともに、成功しているモデル事例の情報を発信・共有すること。

⑤ 性暴力被害への対応

生徒が安心して相談できる環境整備と性暴力支援センターや警察等の各種支援団体と連携協定を締結し、性暴力被害生徒への迅速かつ的確な対応を行える支援体制を構築すること。また、担当教諭への指導・教育を徹底すること。

(4) 特別支援教育の充実（環境・体制の整備）

① 受入体制の充実

知的障害特別支援学校に身体障がいがある生徒が通えるように再編する等障がいの種別に特化せず多様な障がいへの対応を進めるなど、受入体制を引き続き充実させ、障がいの重度・重複化や多様化等の個々の児童生徒ニーズに応じた教育の充実、教員の専門性向上等を推進すること。

② 指導担当教員の増員

通常学級に在籍している軽度発達障がい等の児童生徒への校内支援体制を確立するため、通級による指導を担当する力のある学校生活支援教員の増員などの人的配置強化を推進すること。

③ 特別支援教育コーディネーターの配置拡充

児童生徒・保護者及び医療・福祉などの関係機関との連携を図るため、学校の窓口、連絡調整役である「特別支援教育コーディネーター」の専任配置を推進すること。

④ インクルーシブ教育の推進

県として共に学べる教育環境の整備を推進し、特別支援学校教員の技術向上と計画的な人材育成を行うこと。また、市町教育委員会を支援するとともに、国に対しては必要な措置を行うよう強く要望すること。

⑤ 高校の「インクルーシブな学校運営モデル」の推進

分教室の新たな設置、高校との併設による新たな高等特別支援学校の設置を進め、カリキュラムマネージャーなどの人的配置の措置を講じること。

⑥ 特別支援学級への対応

特別支援学級は、一人一人の生徒の障がいに違いがあり、学級運営が困難

な場合があることから、県としても課題解決に取り組み、現場の実情に応じた柔軟な対応が可能となるように加配について国に要望すること。

⑦ 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援

「医療的ケア児支援法」に基づき設置された「医療的ケア児支援センター」において、医療的ケア児コーディネーターの養成を着実に進めること。また、全市町にコーディネーターの設置を目指し、学校と医療・福祉が枠を超えて連携する体制の早期構築を目指すこと。また特別支援教育において教育現場の状況を鑑みて、看護師やリハ専門職を積極的に活用すること。

⑧ 精神保健福祉士との連携

児童生徒の発達段階に応じた人権教育や保健教育と合わせて精神保健教育を実施すること。また、児童生徒の悩み等は学校医やスクールカウンセラーが実施しているが、精神的な悩みには精神保健福祉士などの専門家へ迅速に連携できる体制を構築すること。

⑨ 特別支援学校への言語聴覚士等のリハ専門職の配置

各校が児童生徒等の実態に応じて、きめ細かく適切な指導と必要な支援が行えるよう、言語聴覚士等のリハ専門職を配置すること。

(5) 私学教育への支援（再掲）

① 私立学校の環境整備支援

兵庫県の公教育の一翼を担う私学教育の振興に向け、私立学校が取り組む特色ある教育活動や学校施設の改修や設備の更新のほか光熱水費高騰への支援を行うこと。

② 入試制度の見直し

県立高校改革においては、私立高校に対する影響について十分配慮し、過剰なセーフティーネットとなっている複数志願選抜の入試制度の見直しや、県立と私学の生徒比率の適正化に配慮した定員設定等、兵庫県の多様な高校教育の実現に向けた改革とすること。

(6) 不登校対策の推進

① 「ひょうご不登校対策プロジェクト」の推進

学校、地域、支援関係機関、教育行政が相互に連携をしながら、全県一丸となった「ひょうご不登校対策プロジェクト」を強力に推進するためには、不登校児童生徒本人の支援に当たる人員及び財源の確保が必要であり、支援員に係る人件費補助の拡充をすること。また、ひょうご不登校対策推進協議会・推進委員会・地域会議・地域研修会・各市町連絡協議会・各チーム学校の体制を構築して情報の共有をすること。

② 学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくり

近年、不登校児童・生徒が増加しており、その原因分析と対応策を作成すること。また「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の広報と活用が正しく推進されているか検証・検討するとともに学校と民間施設の連携強化、フリースクール間の交流や親の会の充実などを推進し、不登校やひきこもりで学校に行けなくなった子どもたちが安心して学べる環境づくりを更に推進すること。

さらに、不登校児童・生徒に対し、ＩＣＴを活用したオンライン授業等による学びの場の提供についても積極的に推進すること。

③ フリースクール等に通う児童生徒への支援

民間施設など多様な学びの情報が適切に不登校児童生徒の家庭へ届くよう、情報発信により一層努めること。

④ 学びの多様化学校・校内サポートルーム等の設置

学びの多様化学校は国や自治体による設置が努力義務となっているため、各地の事例を参考に設置にむけた検討を行うこと。また、県下の小中学校に校内サポートルーム等の設置を推進するために財政的支援を行い、人的支援として全小学校に不登校児童生徒支援員を配置すること。

⑤ 学びの多様化学校の教職員配置

学びの多様化学校の運営を円滑に進めるために、不登校担当教員、生徒指導担当教員、通級担当教員等や学びの多様化学校に特化した加配について国に要望し、国からの措置は確実に配当するとともに、スクールカウンセラー等の支援スタッフの配置充実も含め、県独自の加配措置を図ること。

(7) 児童生徒の“心のケア”の推進

① ストレスマネジメント教育及びレジリエンス教育の実施

生徒児童の心のケアとして、ストレスマネジメント教育及びレジリエンス力を高める教育の実施を促進すること。1人1台端末を活用した心身の変化の発見・相談の普及を進めること。

② スクールカウンセラー配置の促進

SOSの出し方に関する特別授業の拡充・平時から子どもたちが安心して相談できる体制・家庭地域連携支援など拡充するため、スクールカウンセラーの常時配置の促進を行うこと。

③ ヤングケアラーに対する支援

教師にヤングケアラーのための研修を行い、学校現場でヤングケアラーを発見した場合に、福祉部と連携して適切な支援機関につなげること。

2 通学路の安全対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行う合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。なお、その進捗状況については教育委員会がまとめて、着実な整備を推進し成果を県民に広報すること。

3 教育委員会その他要望事項

- (1) 職業高等学校における就職促進のための最新機器等の整備更新の実施
- (2) 教科指導力向上のため、専門指導者の複数学校兼務・併任（兼務）の実施
- (3) 県立工業高校における専門的・実践的な学習内容の充実
- (4) 県立工業高校が県内の建設業や製造業の企業への人材供給源であり、慢性的な人手不足を解消する上でも高いニーズがあることから、できる限り定員の削減を行わないようにすること
- (5) 補助教材の購入（入札）に際して、特定の業者に偏らず、地域連携の観点からも購入等、地元書店との協力をすること。また、書店が無償提供してきた教員用の補助教材については予算措置を行うこと
- (6) 優秀な技能者を育成・発掘する観点から「技能・甲子園」などの各種大会を開催すること
- (7) 既存の神戸市と尼崎市・姫路市にある夜間中学校で広域的に生徒を受け入れる体制を作り、県民に設置意義と成果を広報するとともに、但馬地域へ分教室を設置すること
- (8) 高校生等の部活動応援事業は、生徒の要望をベースで実施内容を決定しているが、学校管理上の観点から必要な備品等の整備に予算を確保し環境整備を推進すること。
- (9) 道路交通法の改正により「青切符」の対象が16歳以上とされる113種類の交通違反に対して反則金が定められるため、県立高校等での交通安全教育等も活用し、県民生活部や警察と連携を取り、周知を徹底すること。
- (10) 県立神戸特別支援学校の移転建て替え整備を神戸市教育委員会と連携し推進すること。
- (11) 芸術文化・スポーツによる地域振興や観光振興を図り、多面的な価値を最大限に發揮するため、教育委員会が所管する県立美術館などを文化スポーツ局へ移管すること。

XVI 警察本部

1 安全・安心の地域づくり

(1) 警察体制の整備

① 人材の育成・確保

警察官定員の充足に向け、新規採用のあり方について、即戦力となる専門職採用の拡充も含め、警察業務の魅力等の積極的な情報発信、志望者の適性の見極め手法や面接官の資質向上等の改革を進めるとともに、働き方改革やワークライフバランスがとれる職場環境整備を行い、若手警察官の育成・定着を図るためのフォローアップ体制を強化し、人材の確保・育成を強化すること。

また、退職警察官の積極的な再任用、女性警察官の比率目標を設定し、計画的な採用を進めることなどにより、多様なニーズに応える人材確保に努めること。

② 警察官の職務規律の徹底

警察官の職務倫理向上に向けた取組を強化し、県民から信頼される警察となるように努めること。高齢者・障がい者、LGBTQ等への適切な対応を含め教養内容や職務訓練等について不断の改善に努めること。

③ 警察施設の整備推進

老朽化や狭隘状態になっている警察署や交番・駐在所等の建替、日々の訓練の場となる道場等への空調設備の設置を含め、大規模改修を計画的に推進するとともに、警察官（駐在所の家族も含む）に必要な機材や備品の充実を図ること。また、交番の襲撃に備え、事務机への防護板設置等の対策を早急に進めること。

④ 女性警察官に配慮した施設整備

専用トイレ・仮眠室等の職場環境整備や機材・備品の充実を図ること。また、女性用防護ベストの軽量化を検討すること。

⑤ 交通安全施設の老朽化対策の推進及び整備方針等の周知浸透

信号機の電球生産が令和9年度末に終了することを踏まえたLED化の推進について、計画的に財源を確保して推進すること。また、信号柱・制御機や標識など老朽化し更新基準を超過している大量の交通安全施設や、摩耗が激しい道路標示を確実に維持管理・更新できるよう、財務部と連携し予算確保を行うこと。

⑥ 交番・駐在所の再編

交番・駐在所の再編を進めていく上において、再編地域の住民の理解と協力を得られるように丁寧な説明を行い、再編後の治安対策や事案対応等が向上するように取り組むこと。

(2) 犯罪対策の強化

最重点要望事項

① 特殊詐欺被害防止対策の強化

特殊詐欺被害の防止対策として有効な自動通話録音機等の普及に向け、県が取り組む無償配布や各自治体が実施している購入費補助制度の周知を含め取組を強化すること。また、金融機関やコンビニ等と連携したATMでの水際対策を更に強化し、防犯アプリ等を活用して犯罪手口を周知するなど、総合力を発揮した対策に取り組むこと。

② 暴力団の抗争事件対策

山口組の分裂後、六代目山口組と神戸山口組、六代目山口組と糸會による対立抗争事件が頻発しており市民の不安が高まっている。抗争事件の抑止対策に努めるとともに、暴力団組織の弱体化、壊滅に向けた取組を強化すること。

③ 暴力団追放運動に対する支援

暴力団排除条例を効果的に活用し、暴力団事務所等の運営の禁止など行政命令等を積極的に発出すること。また、地域住民が主体的に取り組む暴力団追放運動に対する支援及び民事訴訟費用の補助や暴力団事務所の買取等、地元自治体や自治会等と連携して従来よりも踏み込んだ支援策を実施すること。

④ 國際犯罪組織の取締り強化

増加する訪日外国人犯罪対策や不法滞在者の取締り強化とともにヤード対策を継続し、悪質・巧妙化する国際犯罪組織の実態解明を推進すること。

⑤ 外国人の迷惑行為に対する注意、取締り

近年増加する外国人居住者が、法律や条例に反する行為により近隣住民に多大な迷惑をかけているケースが見受けられるが、警察として通報や相談に基づき迷惑防止条例等を適用する等の適切な対処を行うこと。

⑥ 薬物乱用防止対策の強化

覚醒剤や大麻等の薬物乱用防止対策について、引き続き摘発、取締りを強化するとともに、ネット上の取引など密売・購入手法について潜在化・巧妙化が進行していることから、サイバーパトロールの推進など監視体制の強化を図ること。特に近年大麻による検挙者数が増加していることを踏まえ、保健医療部と連携して若年層対策を最優先課題として取締りの強化に努めること。

(3) 地域の防犯対策の強化

① 子どもと女性を守る対策の充実強化

地域の高齢化や空き家の増加等の社会情勢変化に合わせ、子どもを守る110番の家・店・車の充実、見直しを図るとともに、レディースサポート交番の拡充を推進

し、子どもと女性を守る対策を強化すること。

② 児童虐待対応の強化

虐待が疑われる事案について、軽微なものでも全件こども家庭センターと警察で情報を共有することになった。共有した事案の取扱いについては、児童の安全確保を最優先し、こども家庭センターとの連携を更に強化し、幼い命が失われることがないよう対策を強化すること。

③ 防犯カメラ設置の推進

地域の防犯上、防犯カメラが必要な箇所について、警察から企業や地域コミュニティ、市町等に対し積極的に設置を要請して、防犯カメラの空白地帯を無くすとともに、設置状況に地域格差が出ないようにフォローすること。

④ 巡回連絡やパトロールの強化

交番・駐在所等の警察官が各家庭や事業所を全軒訪問することにより、犯罪の抑止や災害時などの迅速な対応が可能となることから、日ごろから巡回連絡やパトロールの強化に努め、地域の方々に「顔がわかるお巡りさん」として存在を示して体感治安の向上を図ること。

⑤ 110番通報登録制度の周知と強化

ストーカーの被害者を守るために有効な110番通報登録制度の一層の周知を図るとともに、運用の強化を図ること。

⑥ ストーカー・DV被害対策の強化

ストーカー規制法等に基づく対応を迅速に行い、市町等との協力体制を拡充し、ストーカー・DV対策の周知・広報に努めること。

(4) サイバー犯罪対策の強化

サイバー犯罪に的確に対応できるようサイバー犯罪の取締り能力を強化するとともに、ランサムウェア、フィッシング、不正アクセス、有料サイトの料金請求やインターネット上の誹謗中傷など典型的なサイバー犯罪事例の内容や対策について広報啓発活動を更に強化すること。

(5) 交通安全対策の推進

① 危険運転の取締り強化

あおり運転や飲酒運転の取締り強化と関係業界への啓発を推進するとともに、法令改正など取締り強化について広報すること。

② 高齢者等の運転事故防止

高齢者の自動車事故防止のため、運転免許証の自主返納を一層促進するとともに、意識障害の可能性があるドライバーへの運転免許証の交付・更新に対し、ライフスタイルの工夫や家族への助言等、慎重に対応されるよう対策を講じること。

また、ハンドル型電動車いすに係る事故防止対策に取り組むなど、高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者に配慮し、交差点改良や道路照明等の安全施設の整備を推進すること。

③ 住宅地の交通安全対策

住宅地、学校隣接地域等の安心・安全・快適な交通環境の整備を図るために、ゾーン30の推進とともに道路管理者と連携し、ゾーン30プラスの整備を進めること。また、可搬式の速度違反自動取締り装置（オービス）を活用した取締りを強化することで狭隘な住宅地の道路を速度違反しながら抜け道として利用する悪質な車の取締りを強化すること。

④ 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」やヘルメット着用の努力義務化等に基づく自転車事故防止策の推進

条例内容やヘルメット着用の努力義務化の周知徹底を図るとともに、改正道交法に基づく自転車事故防止のための取締りや指導の強化、交通安全教育の推進を図ること。また、国土交通省と警察庁が改定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、自転車専用道等の整備を推進するとともに、関係機関と連携して自転車専用道の適正利用を図ること。あわせて、自転車保険への加入を更に促進すること。

⑤ 通学路の安全対策の推進（再掲）

通学路の安全確保を図るため、教育委員会・保護者・警察・道路管理者・地域などが連携して行った合同点検の結果をもとに、通学路における歩道、ガードレール、横断歩道、歩道橋、速度制限標識や自転車専用道等の早期の整備・改修を図ること。また、信号機が設置できない横断歩道の警告装置等の設置について、警察署長から県市町の道路管理者（首長）へ強く要請すること。

⑥ 駐停車禁止場所における荷捌きスペースの緩和区間拡大や荷捌所の設置

駐停車禁止場所における集配中の貨物自動車の荷捌きスペースの緩和区間の拡大、除外許可証の運用効率化等、規制緩和の推進。また大都市市街において、荷物の積み下ろしスペースの確保が困難な状況であることから、駐停車場所、荷捌所の設置拡大に向けた駐車規制の緩和を柔軟に実施すること。さらに三宮地域の再開発において、新たにできる商業施設やオフィス等への搬入・配送のための貨物自動車の駐車、荷捌きスペースについて計画段階から神戸市と連携して整備を進めること。

2 警察本部その他要望事項

- (1) ミニパトカー未配備の交番、駐在所に対する配備の推進
- (2) 老朽化が進み、耐震基準を満たしていない職員住宅や独身寮の計画的な建替

えや民間住宅の活用の推進

- (3) 可搬式オービスを増やし、速度取り締まりを強化すること
- (4) 国道2号線を南北に横切る長田区大橋町8丁目～腕塚町8丁目間に、横断歩道ならびに信号機を設置し、長田区内の2号線で430mと最も交差点間が離れている状況を改善し、来年度より小学校区が一緒になる南北地域の交流や、津波や高潮からの避難経路の確保の実現
視覚障がい者用の音響式信号機の設置において、地元調整と必要性のバランスを考慮した上で設置を促進すること
- (5) Bluetoothを利用したスマートフォンアプリ対応の信号機（音声と振動・画面で確認）の設置を福祉の観点からも進めること
- (6) 高齢者講習について、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、受講体制の拡大を図り、高齢者がスムーズに受講できる体制を構築すること
- (7) 明石運転免許試験場の外国免許から日本免許への切替え業務において、①電話予約、②書類審査、③知識確認まで約4カ月かかっている。①～③までの期間短縮のため、また職員が丁寧かつ円滑に審査等を進められるよう、外国免許切替審査担当を増員すること
- (8) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールについて、県民への周知を徹底すること
- (9) 道路交通法の改正により「青切符」の対象が16歳以上とされる113種類の交通違反に対して反則金が定められるため、県民生活部や教育委員会と連携し、県民への周知を徹底すること
- (10) 市川交番を地域防犯上必要性の高いJR甘地駅前へ移設すること